

第七十五回

参議院文教委員会議録第十四号

(二五七)

委員の異動	
六月十一日	
辞任	
松永 忠一君	補欠選任
柏谷 照美君	宮之原貞光君
六月十六日	
辞任	
松永 忠一君	補欠選任
柏谷 照美君	松永 忠一君
六月十七日	
辞任	
松永 忠一君	補欠選任
柏谷 照美君	内藤善三郎君
出席者は左のとおり。	
委員長	有田 一寿君
理事	久保田 藤麿君
委員	中村 登美君
	藤井 加藤 進君
	山東 昭子君
	志村 愛子君
	高橋 誉富君
	中村 登美君
	秋山 長造君
	鈴木 美枝子君
	松永 忠一君
	宮之原貞光君

衆議院議員	發 議 者
文教委員長代理	國務大臣
文教委員長	文 部 大 臣
政府委員	政 府 委 員
人事院總裁	人 事 院 總 裁
人事院事務総局	人 事 院 事 務 総 局
給与局長	給 与 局 長
文部大臣官房長	文 部 大 臣 官 房 長
教育部省初等中等教育局長	教 育 局 長
文部省大学局長	文 部 省 大 学 局 長
文部省体育局長	文 部 省 体 育 局 長
文化庁長官	文 化 庁 長 官
文化庁次長	文 化 庁 次 長
説明員	事 務 局 側
常任委員会専門員	常任委員会専門員
本田 正君	宮沢 香君
望月哲太郎君	瀧 嘉術君

○委員長(内藤善三郎君) 図書館法の一部を改正する法律案(内田善利君外一名発議)	本日の会議に付した案件
会を開会いたします。	○図書館法の一部を改正する法律案(内田善利君)
委員の異動について御報告いたします。	○教育、文化及び学術に関する調査
昨日、柏谷照美君が委員を辞任され、その補欠として松永忠一君が選任されました。	○文化財保護法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(内藤善三郎君) 図書館法の一部を改正する法律案を議題といたします。	○委員長(内藤善三郎君) 図書館法の一部を改正する法律案(内田善利君外一名発議)
本案につきましては、すでに趣旨説明を聽取いましたしておりますので、これより直ちに質疑に入ります。	○図書館法の一部を改正する法律案(内田善利君)
質疑のある方は順次御発言を願います。	○教育、文化及び学術に関する調査
○秋山長造君 本法律案の提案者内田さん並びに文部当局に若干質問させていただきます。	○文化財保護法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
今回の改正案の内容につきましては、これはもう私ども全面的に賛成でございますが、今日の社会の中で占める図書館の役割なりその重要性について、せんだって伺いました提案理由の中で相当詳しくお述べになつたわけですが、やはりこの問題を議論する場合に、どうしても図書館というもののいまの社会の中でも果たしておる役割り、また、その重要性とい	○図書館法の一部を改正する法律案(内田善利君外一名発議)

うものをもつと振り下げる、これをお互いに考えてみなきやならぬと思うのです。その点について、ごく基本的なことでございますけれども、提案者から重ねてお伺いしたいと思います。

○内田善利君 まず、図書館法を審議するにつきましては、いま御質問がありましたように、その基本姿勢が最も大事と存するわけでございますが、提案理由にも申し上げておりますけれども、その基本姿勢としては今日経済成長と技術革新の進展によりまして急激な社会構造の変化が行われておるわけでございますが、これに対応して今日ほど人間性の回復、人間尊重が強く要求される時代はないと思うでございますが、このことはすべての人間が生涯を通じ、個人個人の立場を通じていかに生きるべきであるかということを主体的に考えなければならない時代に入ったことを意味しておると思います。このみずから考える行為、これが学校教育の改革と並行して社会教育の中に見直されていくべきであり、制度的にも保障されていかなければならないと思うのでございます。

そこで、図書館は国民すべてのきわめて多様な学習、研究、調査の要求にこたえる手段方法として、また、情報化社会の進展に伴いまして複雑化し、高度化した、また専門化した知識、情報の洪流、この中でこれらを分類、整理し、容易にしかり的確に住民に、国民に提供して、そして冒頭に申し上げましたように主体的人間、考える人間を育成していく場として図書館を位置づけていく必要があります、このように思うでございます。また、生涯教育ということが呼ばれておりますが、この生涯教育の中で地域社会に密着している図書館、これは生涯教育のための自己啓発、そういう機会を与える点では大いに貢献しているのだと思ふ。確認しております。公民館や博物館並びに図書館の社会教育の中にも占める地位は非常に重要な

り、特に図書館は多様多元的な自由な学習意欲、知的な充足を得たいとする一般市民の自主的な意欲の上に成り立ち、みずからの能力を開発、啓發することを目的とした社会的機関であるというそういう特徴がありますから、いま人間として求められる能力は記憶力型から理解力、創造力、想像力、企画力、総合判断力へ移行してきております。問題処理能力から問題の発見、提起、解決能力型へと転換してまいっております。こういったシステム的な思考方法を身につける場として、この社会教育の分野では図書館にその場所を期待しなければならないと思ふのでございます。

以上のことと考慮しまして、図書館の普及がなされなければならぬ。良質な学術書、教養書、そういうものの普及によって国民の知的向上、教養の向上、人格の向上に多大の寄与がなされていくものと信ずるわけでございます。どんな本でも、だれでも、どこでも情報が得られる図書館、いわゆるブックス・フォア・オールとしての図書館の重要性はまことに大なるものがあると思ひます。さらにまた、レファレンス機能、あるいはコンピューターの導入による情報の収集、分析等まで、より役割は広がりを持ち、地域社会に、文化の発展に大いに寄与すべきものと私は位置づけ、その重要性を考えております。

○秋山長造君 いまある御説明がありましたように、特にこの生涯教育あるいは社会教育、さらにこういう情報化社会での図書館の機能的重要性、これは幾ら強調しても過ぎるということはないくらい重大な問題だと思うのですが、それからまた、わが国における図書館の歴史というのも古いのじやないかと思うのです。最初、図書館と名のつくものがわが国でできたのは、いつか正確なことは知りませんけれども、恐らく明治も相当早い時期じゃないかと思うのですが、なるほど設置の歴史は古いし、それから戦後はまた図書館法などというものができて、その制度的な整備充実というような方向を目指して幾らかの努力がされたことは、これはもう評価しますけれども、

それがまだ非常に低いじやないかと感じます。一々数字を挙げませんけれども、これは御存じのとおりですが、いざなう感じがいたします。それをとても諸外国、いわゆる欧米文明国といわれる国々と比べてその設置率、普及率も低いし、それがからまた、こういう図書館というものを利用する利潤度というのも非常に限られているよう思ひますが、このわが国の図書館の歴史が古いためにもかかわらず、また、識者からは必ずいぶん図書館の重要性ということが強調されるにかかるわらず、いまだに普及率、設置率が非常に低い。一体どこにネックがあるのか、どういう点に問題があるかということを思うわけです。この点は提案者と文部当局と両方から、簡単によろしくございりますからお伺いしたいと思います。

○内田善利君

確かに明治五年、文部省で書籍館を開いてから百年たつわけですが、いま秋山委員から仰せのように、歴史は古いにもかかわらず、諸外国に比べて非常に図書館の設置数あるいは貸し出し数その他非常に貧弱な状況にあるわけでございます。データは文部省の方から示されると思

○秋山長造君

わが国の図書館の設置状況でございますが、四十九年四月一日現在で日本図書館協会の調査によりますと、総館数が九百八十九館、都道府県立が七十六、市あるいは区立が六百四十一、町村立が二百四十一、私立が三十一となっております。地方公共団体別の設置率を見ますと、都道府県の場合は一応一〇〇%設置されておりますが、市区の場合は六九・二%、町村の場合には九・一%

○説明員(望月哲太郎君)

お答え申し上げます。

○秋山長造君

望月審議官のおっしゃるとおり、図書館として市立図書館を増設したい、設置義務をしたい、こうしたこととで提案したわけでございま

す。それでも、これはもう御存じのとおりですが、いざなう感じがいたします。一々数字を挙げませんけれども、これはもう御存じのとおりですが、いざなう感じがいたします。それをとても諸外国、いわゆる欧米文明国といわれる国々と比べてその設置率、普及率も低いし、それがからまた、こういう図書館というものを利用する利潤度というのも非常に限られているよう思ひますが、このわが国の図書館の歴史が古いためにもかかわらず、また、識者からは必ずいぶん図書館の重要性ということが強調されるにかかるわらず、いまだに普及率、設置率が非常に低い。一体どこにネックがあるのか、どういう点に問題があるかということを思うわけです。この点は提案者と文部当局と両方から、簡単によろしくございりますからお伺いしたいと思います。

○内田善利君 確かに明治五年、文部省で書籍館を開いてから百年たつわけですが、いま秋山委員から仰せのように、歴史は古いにもかかわらず、諸外国に比べて非常に図書館の設置数あるいは貸し出し数その他非常に貧弱な状況にあるわけでございます。データは文部省の方から示されると思

います。内田先生の方から詳細御説明がございましたように、諸外国に比べましてわが国の場合には図書館の利用の状況といふものはまだ大変十分ではないような状況にございます。この点につきましては、私どもやはり今後図書館を十分整備をいたしまして、図書館がより住民の方々から利用やすいような状態、親しみを持たれるような状態にすることによって、こういう面は今後改善されていきます。ただ、しかしながら、図書館の問題と申しますものは、やはりそれぞの国におきますところの図書の発行の状況、あるいは国民の読書の習慣の相違、あるいは図書館の発展過程などいろいろな問題が絡み合っておりますので、わが国の図書館の現状がこうなつております理由とはいうものは、一つにしぼってちょっと考へるのは、一つにしぼってちょっと考へるのは、なかなかむずかしいかと思いますけれども、た

だ、先ほど申し上げましたように、今後図書館

蔵書冊数も少ない、あるいはまた貸し出し冊数も

少ない、こういったことはいろいろ理由はあると

思いますが、文部省の方からこの理由については御答弁があると思いますが、私どもは確かに県立

図書館は充実に近いわけですが、それでも、市立図書館、なお町立図書館になりますと非常に少ないわ

けです。そういうことで、今回、身近な公共図

書館として市立図書館を増設したい、設置義務を

したい、こうしたこととで提案したわけでございま

す。

○秋山長造君 望月審議官のおっしゃるとおり、図書館の普及率が低いということについて、一つだけが理由というわけにはいかぬと思うのです。

いろいろなおっしゃるような、あるいはおっしゃら

なかつたような面も含めていろんな原因、理由が絡み合っていると思います。それはもうそのとお

りだと思いますが、しかし、何と言いましても図

書館を整備、充実、普及させていくということに

ついては、これは個々の府県、市町村それぞれが熱意を持ってやっていかなければ問題になりませ

んが、しかし同時に、文部当局が高度の国文化

政策としてこれに積極的な計画的な役割を果た

して、いくということが非常に重要なとお

りだと思います。それが多いか少ないかと言

えば、これは少ないに決まつておるので、だから

もせいぜい本年度二十館程度で、一館単価が大体三千万円から三千六百万円ですか、という予算が計上されています。これが多いか少ないかと言

えば、これは余り申しませんが、いずれにし

ても、文部当局として図書館の重要性を十分認

め、そして、これを積極的にさらに伸ばしていく

その数字のことは余り申しませんが、いずれにし

ても、文部当局として図書館の重要性を十分認

め、そして、これを積極

ところの重要性というものは大変大きくなっています。單に図書館だけではなく、たとえば、青少年教育施設であるとか、あるいは博物館であるとか、公民館であるとか、そういう諸般の社会教育施設全部を考えまして、週休二日制の問題等もございますので、今後、社会教育施設の計画的な充実について長期的な計画を立てる必要があるということとで、現在われわれいたしましてもいろいろと研究に着手をしておるところでござりますけれども、ただいまのところは、はつきりとした長期計画というものをまだ確立していない、という実情でござります。

○ 説明員(望月哲太郎君) お答え申し上げます。
私どもといったしましては、できることなら社会教育全体の施設の長期計画をつくって、計画的にその整備を進めるような状況をつくり上げたいということを基本の考え方といたしておるわけでございますが、長期的な計画に加えまして、やはりいろいろと当面の計画と申しますか、まず当面何をなすべきかということことで、なお、具体的にいろいろと検討もしていくことも、もちろん、予算編成等の場合にございますので、そういう際におきまして十分先生のおっしゃるような御趣旨も踏まえまして、できるだけ図書館の予算というものが着実に伸びてまいりますような努力をしてまいりたいと思っております。

○ 秋山長造君 重ねて要望しておきますが、ぜひひとつ何とか、図書館整備何ヵ年計画というような大げさなものではなくても、何か当面長期的な計画といふものをお持ちになつて、そして文部省当局にまず努力していただき。それからまた、われわれも積極的にそれに協力していくという体制にしていただきたいということを特に希望申し上げておきます。

それからやつぱり図書館の整備充実ということに関連するのですが、図書館の司書その他専門職員の養成あるいはそういう図書館職員の資質の向上、また、待遇の改善というようなことについても、今度の改正案にもその趣旨が盛られておりましたけれども、よほど配慮をしていかなければなりませんのじゃないか。そういうことがまた図書館というものの消長に関係してくるのじゃないかというふうに思いますが、それらの点について、文部省当局として具体的にどういうように考えておられるのか、お伺いをしたい。

○ 説明員(望月哲太郎君) まず最初に、図書館の専門職員でござります司書並びに司書補の養成の問題について申し上げますと、司書及び司書補の職務、資格等につきましては、先生も御承知のよ

うに、図書館法で定められておりまして、司書の資格を取得できることになつておりますのは、大学または高等専門学校を卒業した者で、文部大臣の委嘱を受けて大学が行う講習を修了した者。あるいは大学を卒業した者で大学において図書館に関する科目を履修した者、三番目に、三年以上司書補として勤務した経験を有する者で文部大臣の委嘱を受けて大学が行う講習を修了した者、こういうことになつておりますが、大体現在、大学で司書の資格を取得する者は、年間約五千人、講習によって司書の資格を取得する者が年間約千二百人となっております。御参考までに申し上げますと、これは四十六年に実施いたしました指定統計の結果でございまして、少し数字が古いのでございますが、現在、司書は、都道府県立図書館、市町村立図書館、合計しまして昭和四十六年度の調査によりますと千九百人ということでござりますので、形の上で申しますと養成の方は年間約六千人ばかりの人が資格を取得しますので、かなり養成の面では十分なことが行われておると思います。

なお、やはり司書の仕事というものはなかなか専門的な仕事でございますので、やはり常時勉強をしていただきたい、図書館の運営の改善にも大いに努めていきたいということでございますが、文部省といたしましても、毎年司書の資質の向上を目的といたしまして、国立社会教育研修所におきまして毎年図書館職員の研修を実施をしておるところでございます。

なお、図書館職員、司書、司書補等の専門職員の待遇の改善につきましては各方面からいろいろと御要望、御指摘もあるところでございます。私どももできるだけ司書の、あるいは司書補の仕事の内容と、いうものを十分一般に理解をしていただくよう努めておるところでございますが、待遇の改善と、いう問題になりますとやはり公務員の給与制度全般の問題、あるいは類似の職種との均衡等いろいろと検討すべき要素も多々ございますので、今後慎重にやはり検討をしていくべき課題で

あるところのようになります。秋山長造君 いまの点は、もう少し具体的な細かい点まで突っ込んでお尋ねしたいんですけれども、いただいておる時間が少ないので、また別な機会に改めてお尋ねするとして、次の問題に移ります。

私はかねがね例の移動図書館、自動車文庫ですね。移動図書館というものにもっと力を入れるべきじゃないか。それから、いわゆる図書館、これは一ヵ所に固定しているわけで、なかなかいいことではあるんですけど、大ぜいの人が足を運んでこれを利用するということは実際問題としてなかなかそれは障害があることはこれは否定できません。と思うんですが、そこで、今度は図書館の方が動く図書館で出かけていくてぐる回って、そしてこの図書の貸し出しをすると、サービスをするということは非常に喜ばれるし、また、図書館というもののこの機能というものをすいぶん広げていける部門じゃないかと思います。この移動図書館というものについて、提案者はどのようにお考えになつておるか、ちょっと提案者の方からも御意見をお伺いした上で、文部省として、この移動図書館というものをどの程度に評価して、そして具体的にどういう行政措置を講じてきておられるのかということの御説明をお願いしたいと思ひます。

○内田善利君 お答えいたします。

て、千葉県で一番最初実施されたようございま
すが、実施できることによつて非常に図書館の連
携といいますか、中心図書館からのいろいろな便
宜が図られるというようなことで、私どもは
移動図書館を非常に高く評価しております。した
がいまして、今後もこの移動図書館は予算の許す
限り、また、予算化して自動車台数をふやしてい
くべきであるとのように考えております。

以上でございます。

○説明員(望月哲太郎君) お答え申し上げます。
いわゆる移動図書館、自動車文庫につきまして
は、先ほど内田先生からも御紹介のございました
ように、昭和二十四年に千葉県立図書館が訪問図
書館「ひかり号」というのを実施をいたしまし
て、大変効果が上がったわけございまして、そ
れに刺激をされまして各地で移動図書館というも
のが実施されるようになつたわけござります。
図書館を直接利用することがむずかしい地域に住
んでる人たちに対しまして、まあ図書館奉仕の
手が届くようになつたというようなこと等、読書
普及あるいは図書館サービス網の実現にとつてこ
の自動車文庫、移動図書館が果たす役割りという
のは大変大きいものと私どもも理解をしておるわ
けでございまして、御参考までに申し上げます
と、愛知県の常滑市立図書館の実績によります
と、人口百人についての利用冊数が図書館の本館
の所在地でござりますところの常滑地区では四百
三十七冊。ところが図書館の本館が最も遠い三
和地区というのをござります。大体距離にして八
キロだそうでござりますが、そこでもやはり四百
六十六冊、人口百人について利用冊数がございま
して、自動車文庫によりますところの貸し出しが
三百五十二冊でございます。そのように本館と離
れておるところでも利用冊数の総量において変化
がないというほど、やはりこの移動図書館の効果
性にかんがみまして、昭和四十九年度から十台分
私は働きをしていると思ふんだよ。また、非常

の補助金を計上をいたしております。五十年度に
おきましたも一応前年度と同様十台分の補助金、
九百六十万を計上しておりますが、今後、私ども
がいたしましてはできるだけこの種の予算を増額
をいたしまして、図書館のサービスといふものが
きめ細かい形で行われますように配慮をしてまい
りたいと、このように考えておる次第でございま
す。

○秋山長造君 ちょっと参考にお伺いしておきた
いと思いますが、千葉の県立図書館がやつておる
「ひかり号」ですか、これはあれば、巡回率
はどのくらいですか。月に何回ぐらい巡回してお
るのですか。

○説明員(望月哲太郎君) ちょっと申しわけござ
いませんが、いま手元に細かい資料がございませ
ん。早速調べまして後ほどお手元にお届けさして
いただきたいと思います。

○秋山長造君 まあ私もちょっとかりしてお
つたんですが、自動車文庫の購入費として自動車
に對する補助金、大分もう前から少しづつでも出
てたんだと思ひ込んでいたんですけど、い
まの望月審議官のお話ではやつとことしが二年目
ということです。これもまた、予算の話になるん
ですが、それでも、これは年に十台ぐらいではとても
物を読みましても、まあ二週間に一回ぐらいは回
れる状態でないと本当のサービスにならぬ、こう
いう状態に持つていいかなぎやならぬと思います
が、この移動図書館の整備充実といふような問題
につきましては、文部省の方でやっぱり一つの基
準のようなものをつくつていただいて、そして計
画的にやっぱり取り組んでいくてもらうといふこ
とが非常に必要なんぢゃないかというよう思う
んです。これはもう予算の面だけではありません。
この職員の面なり何なり、それからまたこの移動
図書館の運用の仕方といふような問題についても
一つの基準を示して、そうしてその実現に向かつ
てみんな努力していく、こういうことが必要なん
じゃないかというふうに私思ふんですがね、それ
についての文部省当局のお考へを伺つておきたい。
○説明員(望月哲太郎君) お答えいたします。
お答えする前に、ちょっといま千葉県立図書館
の資料が参りましたので、御報告申し上げます
と、現在、千葉県立中央図書館では所有台数三台
で六千五百冊、駐車場数が百三十六個所、出勤日
数が三台分で百二日でございます。それで自動車
文庫用の職員を六人持つて、この移動図書館を運

に喜ばれると思うんです。特に最近は書籍代が高
いですから、なかなか子供の絵本といつてもばか
にならぬですからね。だから非常に喜ばれておる
ことはこれは間違いないのです。そしてしかも再
来でもらいたいという希望はもう全国的に非常
に強いと思うんで、ところがなかなか現在の、先
ほど提案者並びに望月審議官のおっしゃったよう
な数字ではこれはもうとても月に一回も回り切れ
ぬ、まあ仮に車を持っている図書館にしても大体
せいぜい一台がどんなに持つていても二台でしょ
うね。それ以上の車は持つていても一台でしょ
う。したがって、とても再々回るということはで
きない。せめてやっぱり歐米の例なんかを書いた
物を読みましても、まあ二週間に一回ぐらいは回
れる状態でないと本当のサービスにならぬ、こう
いう状態に持つていいかなぎやならぬと思います
が、この移動図書館の整備充実といふような問題
につきましては、文部省の方でやっぱり一つの基
準のようなものをつくつていただいて、そして計
画的にやっぱり取り組んでいくてもらうといふこ
とが非常に必要なんぢゃないかというふう思う
んです。これはもう予算の面だけではありません。
この職員の面なり何なり、それからまたこの移動
図書館の運用の仕方といふような問題についても
一つの基準を示して、そうしてその実現に向かつ
てみんな努力していく、こういうことが必要なん
じゃないかというふうに私思ふんですがね、それ
についての文部省当局のお考へを伺つておきたい。
○説明員(望月哲太郎君) お答えいたします。

○説明員(望月哲太郎君) お答え申し上げます。
地なんかに対する一つの地方自治体の文化的なサ
ービス、教育的なサービスの手立てとしてもその
とは、これはもう御承知のとおりです。そこで団
地なんかに対する一つの地方自治体の文化的なサ
ービス、教育的なサービスの手立てとしてもその
弱点を形成していると思うんですけども、特
に資料費の現状と展望についても加えてまず文部
省の方からお伺いしたいと思います。

○説明員(望月哲太郎君) お答え申し上げます。
營をしてているというような状況になつております。
す。なお、ただいま先生御指摘のございました移
動図書館、自動車文庫の問題につきましても、い
ろいろと計画的に文部省でやはり適切な指導ある
ことは対策を講ずるべきではないかという御趣旨で
ございますが、私どもも、御趣旨の線に沿つて今
後十分検討させていただきたいと思います。

○小堀敏雄君 公明党の方で図書館法を準備をし
て、図書館を全住民の中へ普及を拡大するとい
うこと、それからもう一つは、内容を充実すると
いう点で努力された点に敬意を表します。
この中で、私は内田さん及び文部省の方に二、
三お尋ねをして、内容を検討したいと思っておる
わけです。

普及の問題については、この法案では市町村で
なお數十%の、三〇%ぐらいですか、未設置のと
ころがあるところを義務化することによって一挙
に設置をしていくこうというふうに組まれておるわ
けであります。今日までの普及をおくらせてき
た原因というのを、秋山さんの方からもあつたわ
けですが、ここで明らかにしていかなければなら
ぬと思うわけです。いまでは補助金によって普
及を刺激するということであつたと思うわけです
けれども、この補助金の今日のあり方とこれに對
して充実しなければならぬ要素、これがおくれて
おつたところに普及のおくれ、さらに、設置をさ
れても場合によつてはこれが十分に内容機能を發
揮しないといふような弱点があつたと思うわけで
す。特に今日の補助金のあり方と将来展望につ
いて文部省の方にお尋ねをしておきたいと思うんで
す。特に建物とバスに対する補助金ですね、これ
と資料費に対する補助金が二者択一のようになつ
ておつて、いわば普及と内容発展といふ問題が、
これが両方バランスをとつて進むという上で一つ
の弱点を形成していると思うんですけども、特
に資料費の現状と展望についても加えてまず文部
省の方からお伺いしたいと思います。

うことについて函として何をなすべきかという課題を考えましたときに、まあ施設の普及整備でいとかあるいは内容の充実の方でいくかというようないい問題があるわけでございまして、それはいずれもなすべきではないかという当然の御指摘もあるわけでございますけれども、文部省といたしましては、今日までの国庫補助金の計上の経緯を振り返つてみますと、昭和四十五年度まではいわば資料費であるとか、そういうふうなものに国庫補助を出しておりました。しかしながら、やはり一応内容の充実は地方公共団体にお願いをして、国としては、やはり図書館の数をふやしていくことがまず急務ではないかということと、昭和四十六年から従来の資料費の補助にかわりまして施設の補助一本にむしろしぼってそれを充実していくといふことでございまして、まあ昭和四十六年はそう大きな金額にはならなかつたわけでござりますけれども、昭和四十七年度以降施設の補助金を一応四十六年の九千万から五億に増額をいたしまして、その後五十年度の七億二千万まで一応施設の整備と並行してやはり内容の充実、また内容の充実を図ることによって図書館に対する住民の親近感も深める、サービスも濃密になる、そういうことも大変重要なことでござります。私どももいたしましては、国としては施設の普及に努めると、内容の充実は地方公共団体でがんばつていただきたいということで今日まできているわけでござりますけれども、今後やはり生涯教育の観点とか、あるいは社会教育の充実であるとか、あるいは情報化社会に対応するためにいかなる施策といふものが必要であるかとか、いろいろな観点から今後この問題につきましてもいろいろ実情等を勘案しながら文部省といたしましても慎重に十分検討をしてまいりたいと思っておる次第でございまが、当面はそういう形で国の予算を計上してまいりておるというのが実情でござります。

○小巻誠義君 今日の補助のあり方として、確かに昭和四十七年に九千万から五億までということで、その時点では飛躍をした。そのことによつて未設置の市町村に対し新設が促進されたということは認めなければならぬと思うのですけれども、現在では、一つは、この日玉の建設費自身が特に比較的の発展をしておる東京周辺なり大阪周辺なりで建物から入っていく場合には、これが実勢に合わないものになつておつて、三分の一補助と言ひながら、實際には一割の補助くらいにしか当たつていなかつて、というような状況にきておるという問題が一つあると思うのですね。これは特に、私、大阪の出身ですが、岸和田あたりで七百坪ぐらいの土地を入手をして、ここに公民館を建てておるということで、四億円ぐらいかかるつておるわけですね。そこへ来ておる補助金というのは実際一割に満たないわけなんですよ。その点では實際三分の一ということを基礎にして組まれておる補助金が打ち切りになつておつて、實際かなりの水準のものをやろうとすれば非常に低い補助になつておる。これをやはり、いわば超過負担問題が義務制学校なんかではないばい出ておりますけれども、こういうものに準じて実勢に合うものに直すという課題があるのでないかというのが一つですね。もう一つ、文部省の方でも、現在サービス網の拡大と、これらの中でバスの補助金等も出ておりますけれども、これの発展をしておるレベルのところで見れば、資料費をカットをされておるという状況は、今日の一番発展したレベルの図書館活動を力づけて、そうしてそれを全体に及ぼしていくといふ上で大きなマイナスになつておるのではないか。いまそういう点では資料費を並行をして、いわば建物費に見合うような補助金予算を計上していくくといふのが今日の時点の最大の急務になつておるのではないか、まあこの点について実態を見ますと、たとえば、日野市というようなところと、あるいは町田、東村山など、今日新しいパターンで図書館活動が活発な住民の利用によつて発展をしておるところだと思ふんですが、日

野の図書館あたりが建物をつくる方から入らずに、実際には住民との接触から始めて、そしてバランスを置き、それから分館をつくり、最後に本館を上げる。これがいまの発展したパターンとして、ここでは年間二十万冊というような貸し出し記録がつくられておるようですがけれども、これに對して國の補助金行政のあり方というものは有効な役割りを果たしているとは言うことができないと思います。特にここでは基準の低さというものが、つまり基準はいわばこういう一定の発展をしたところではあつてなきがごとしというような状況にもなつておる。こういうような点からしますと、どうしても、今日、資料費の補助ということを置いて進んでいくという、いわばつり合いのとれない補助金行政というものは急速に是正をされなければならぬと思うのですが、それについて来年度以降の予算の中で、一方では単価は正といいますか、三分の一の現実の補助に当たるような是正についての政府の姿勢と、それからもう一つは、資料費についての姿勢、また、再度今後の展望についても、あるいは決意について伺つておきたい。

のようと思つておる次第でござります。
なお、資料費の補助につきましては、先ほど来
申し上げておりますように、一応国と地方公共団
体との役割り分担についてそういう仕分けをして
近年予算の編成をしてまいつております課題でござ
りますので、十分検討すべき課題ではあると存
じますけれども、明年度の予算編成に当たつて直
ちにそこまで踏み込めるかどうかにつきまして
は、今後なお十分検討をしていかなければならな
いと考えておる次第でござります。

○小巻敏雄君 なお、バスについても、大体バス
を三百万円というふうに見て、そうして百万円補
助ということをやつておるわけですから、実
際いま購入されておる全国的な趨勢としてのバス
は、三百万円というようなことでやつているわけ
ですか。それについて実態をどういうふうに押え
ておられますか。

○説明員(望月哲太郎君) お答え申し上げます。
一応私どもの手元にある数字でございまして、
これはすべてのケースを押さえているかどうか、
ちょっとはつきりとはいたしませんが、大体、四
百五十万ぐらいかかるのではないかというケース
が出ております。

○小巻敏雄君 実際に、私は少し大阪の状況を調べ
ておるんですけども、大体六百万円くらいの
バスを購入しておって、二十四、五人乗りのマイ
クロバスを改造して、そして充てておる。三百万
円というのは実際現実に合致をしていないと思う
わけです。そうして、大阪の場合には大変要望
が強いので、府の単独の補助制度をとつて六百万
円の二分の一補助をやつておりますから、実際には府から三百万元、そして国からは百万円とい
う状況になっておるわけですね。これについても、
ひとつ単価は正は当然年度の中で検討されな
ればならぬと思うが、いかがですか。

○説明員(望月哲太郎君) お答え申し上げます。
施設の単価のアップ、これは一つの大きな課題
でございます。自動車文庫の面につきましては、
台数の増と単価のアップと、どうこれ予算編成に

ようにしておるわけございます。その内訳は、施行後三年間の未設置市に国庫補助をしていくわけございますが、施設費といたしましては二分の一補助で十二億六千九百八十九万円、設備費といたしまして定額補助で四億九千六百九十万円、蔵書費といたしまして二分の一補助で二十億九千四百四十万円、合計いたしますと三十八億六千百十九万円になります。これに既設図書館の整備費を入れまして一億七千八百八十一万円、合計四十一億四千万円と、このようにいたしております。

それからその次に、基準についてのお話でございましたが、基準につきましては、先ほどから先生の御質問で文部省当局もいろいろ御答弁になつておりましたが、この最低基準、図書館法の施行規則が昭和二十五年九月六日に施行されまして、最近の改正で、昭和四十三年になつておりますが、非常に最低基準が基準になつておりますので、今度のこの法律で、十八条で「文部大臣は、図書館の健全な発達を図るために、公立図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを教育委員会に提示するとともに、一般公衆に対して示すものとする」というのがござりますが、これを削除いたしました。そして十三条の三で公立図書館の設置に関する基準を設けまして、その基準は「当該地方公共団体の住民に対する図書館奉仕が十分に行われることができるよう、専門的職員の数、施設、図書館資料及び設備について、地方公共団体の人口に応じ、政令で定める」と、このようにいたしております。これで基準をきちっとより高い、一步高いところで決めていくと、そういうふうにいたしておるわけでございます。

それからもう一点は、専門的職員の問題であつたと思いますが、この専門的職員につきましても、私どもは積極的に二分の一補助を実現していく立場から、学校教育関係の教職員の給与といふことは社会教育従事の職員の給与問題が現実のあるいは予算の現状から見まして十分慎重にして

いかなければならぬと、そう考えております。

したがいまして、図書館の専門的職員は一般的な立場で見ていくべきじゃないかと、このよ

うな場合でも、職員がたらい回しでここへ行政職

員が回つておつて、ようやく習熟したと思うと何

年かで異動する原則でかわつてしまつたりして、これが一つの陥路になつておる。この点について

応に保障されなければならないと、そういうこと

で、私どもは、給与体系につきましては、十分抜

本的な立場で見ていくべきじゃないかと、このよ

うに考えております。将来のこととございま

すが、アメリカでも司書の最低基準を四年制大学卒としておりますので、日本でも将来構想として各大学に図書館学科等を設置して、その設置した後、司書は四年制大学の卒業者または司書補は短大卒者またはこれと同等の学力を有するということで、これらに見合った給与体系をつくっていくべきであると、そのように構想を持っております

が、いざれにいたしましても、図書館の専門的職員の優遇ということについては十分考えていかなければならぬことができるということはあっても置くのがたてますのであるうんできれども、それが適用されておるような向きもあると、これはならないと、このように考えております。

○小巻敏雄君 「特別の措置」という中身については、いまのところ具体的案をお持ちというわけではないのかどうか。

それから一応試算をされました四十億問題につけては、いまのところ具体的案をお持ちというわけではないのかどうか。

○内田義利君 「特別の措置」という中身については、いまのところ具体的案をお持ちというわけではないのかどうか。

それから確かに、言われますように、図書館が活発に発展するかしないかという中での大きなかなめが図書館長並びに専門職員の活躍のいかんによるというのは、学校教育にあれば社会教育にあら、これは人による要素が非常に大きいわけあります。実際には、館長など、全体でながめます

と、博物館長を見るとこんな例はあんまりないと

思つたが、これは人による要素が非常に大きいわけですね。年齢のいかんにかかわらず、私は大阪の博物館などを見ておりましても、三十代

ぐらいの館長を登用して、そうして現実に信用も受ける方の館長になられることが望ましいと考えております。

○小巻敏雄君 図書館長の件について言いますと、博物館長を見るとこんな例はあんまりないと

思つたが、これは人による要素が非常に大きいわけですね。年齢のいかんにかかわらず、私は大阪の博物館などを見ておりましても、三十代

ぐらいの館長を登用して、そうして現実に信用も受ける方の館長になられることが望ましいと考えております。

○内田義利君 順序が異なるかもしれません

が、まず最初に館長の件でございますけれども、館長は、今までのいろんなことから、また先生の仰せのとおり、やはり有資格者が館長になることが望ましいんじゃないかと、このように考えます。

それから人件費補助については、三年後から人件費補助をしていくと、こういうことにしております。

それから特別措置でございますが、これも先ほど十三条の二で「公立図書館に置かれる専門的職員の待遇については、その職務の特殊性にかんがみ、特別の措置が講じられなければならぬ」

と、端的に申しまして、具体的には考えておりま

せんが、これもやはり先ほど申しましたように、図書館の場合はいま行政職として給与体系もその

中で行われております。図書館は特別というわけ

なれば補助金が取れないでしょうが、一たん取つてしまえば館長の資格があるうがなかろうが自由自在で、府県レベルであれば、校長さんが天下つたり、教育長が天下つたり、あるいは東京のよ

うな場合でも、職員がたらい回しでここへ行政職

員が回つておつて、ようやく習熟したと思うと何

年かで異動する原則でかわつてしまつたりして、これが一つの陥路になつておる。この点について

応に保障されなければならないと、そういうこと

で、私どもは、給与体系につきましては、十分抜

本的な立場で見ていくべきじゃないかと、このよ

うに考えております。将来のこととございま

すが、アメリカでも司書の最低基準を四年制大学卒としておりますので、日本でも将来構想としては、先ほど

大学に図書館学科等を設置して、その設置した後、司書は四年制大学の卒業者または司書補は短大卒者またはこれと同等の学力を有するというこ

とで、これらに見合った給与体系をつくっていくべきです。労働基準法でも三人以下の事業体

なら適用しないといふことがあるんですから、そ

れは置かないことができるということはあっても置くのがたてますのであるうんできれども、それが適用されておるような向きもあると、これは置くことができるといふこと

ういふたふうな問題についての施策を特にお伺いしておきたいと思います。

特に内田先生の方には、もしお考えがあるな

ら、待遇上の特別の措置というのは具体的にどう

しょうか。経常費の半額負担がつけられていますから、これについては人件費が一定額計上されなければならぬのじやないかと思うわけですが、その点はどうなつかと。

それから確かに、言われますように、図書館が活発に発展するかしないかという中での大きなかなめが図書館長並びに専門職員の活躍のいかんによ

ういふにお考えになつておられるのか、また、図書館長の有資格者の確保というような点についてはどうのようであるか。関連しては、文部省の方でもお答えいただきたいと思います。

○内田義利君 順序が異なるかもしれません

が、まず最初に館長の件でございますけれども、館長は、今までのいろんなことから、また先生の仰せのとおり、やはり有資格者が館長になることが望ましいんじやないかと、このように考えます。

それから人件費補助については、三年後から人件費補助をしていくと、こういうことにしております。

それから特別措置でございますが、これも先ほど

十三条の二で「公立図書館に置かれる専門的職員の待遇については、その職務の特殊性にかんがみ、特別の措置が講じられなければならぬ」

と、端的に申しまして、具体的には考えておりま

せんが、これもやはり先ほど申しましたように、図書館の場合はいま行政職として給与体系もその

中で行われております。図書館は特別というわけ

なれば補助金が取れないでしょうが、一たん取つてしまえば館長の資格があるうがなかろうが自由自在で、府県レベルであれば、校長さんが天下つたり、教育長が天下つたり、あるいは東京のよ

うな場合でも、職員がたらい回しでここへ行政職

員が回つておつて、ようやく習熟したと思うと何

年かで異動する原則でかわつてしまつたりして、これが一つの陥路になつておる。この点について

応に保障されなければならないと、そういうこと

で、私どもは、給与体系につきましては、十分抜

本的な立場で見ていくべきじゃないかと、このよ

うに考えております。将来のこととございま

すが、アメリカでも司書の最低基準を四年制大学卒としておりますので、日本でも将来構想としては、先ほど

大学に図書館学科等を設置して、その設置した後、司書は四年制大学の卒業者または司書補は短大卒者またはこれと同等の学力を有するといふこと

とで、これらに見合った給与体系をつくっていくべきです。労働基準法でも三人以下の事業体

なら適用しないといふことがあるんですから、そ

れは置かないことができるといふこと

ういふたふうな問題についての施策を特にお伺いしておきたいと思います。

特に内田先生の方には、もしお考えがあるな

ら、待遇上の特別の措置というのは具体的にどう

しょうか。経常費の半額負担がつけられていますから、これについては人件費が一定額計上されなければならぬのじやないかと思うわけですが、その点はどうなつかと。

それから確かに、言われますように、図書館が活発に発展するかしないかという中での大きなかなめが図書館長並びに専門職員の活躍のいかんによ

ういふにお考えになつておられるのか、また、図書館長の有資格者の確保といふような点についてはどうのようであるか。関連しては、文部省の方でもお答えいただきたいと思います。

○内田義利君 順序が異なるかもしれません

が、まず最初に館長の件でございますけれども、館長は、今までのいろんなことから、また先生の仰せのとおり、やはり有資格者が館長になることが望ましいんじやないかと、このように考えます。

それから人件費補助については、三年後から人件費補助をしていくと、こういうことにおります。

それから特別措置でございますが、これも先ほど

十三条の二で「公立図書館に置かれる専門的職員の待遇については、その職務の特殊性にかんがみ、特別の措置が講じられなければならぬ」

と、端的に申しまして、具体的には考えておりま

せんが、これもやはり先ほど申しましたように、図書館の場合はいま行政職として給与体系もその

中で行われております。図書館は特別というわけ

なれば補助金が取れないでしょうが、一たん取つてしまえば館長の資格があるうがなかろうが自由自在で、府県レベルであれば、校長さんが天下つたり、教育長が天下つたり、あるいは東京のよ

うな場合でも、職員がたらい回しでここへ行政職

員が回つておつて、ようやく習熟したと思うと何

年かで異動する原則でかわつてしまつたりして、これが一つの陥路になつておる。この点について

応に保障されなければならないと、そういうこと

で、私どもは、給与体系につきましては、十分抜

本的な立場で見ていくべきじゃないかと、このよ

うに考えております。将来のこととございま

すが、アメリカでも司書の最低基準を四年制大学卒としておりますので、日本でも将来構想としては、先ほど

大学に図書館学科等を設置して、その設置した後、司書は四年制大学の卒業者または司書補は短大卒者またはこれと同等の学力を有するといふこと

とで、これらに見合った給与体系をつくっていくべきです。労働基準法でも三人以下の事業体

なら適用しないといふことがあるんですから、そ

れは置かないことができるといふこと

ういふたふうな問題についての施策を特にお伺いしておきたいと思います。

特に内田先生の方には、もしお考えがあるな

ら、待遇上の特別の措置というのは具体的にどう

しょうか。経常費の半額負担がつけられていますから、これについては人件費が一定額計上されなければならぬのじやないかと思うわけですが、その点はどうなつかと。

それから確かに、言われますように、図書館が活発に発展するかしないかという中での大きなかなめが図書館長並びに専門職員の活躍のいかんによ

ういふにお考えになつておられるのか、また、図書館長の有資格者の確保といふような点についてはどうのようであるか。関連しては、文部省の方でもお答えいただきたいと思います。

○内田義利君 順序が異なるかもしれません

が、まず最初に館長の件でございますけれども、館長は、今までのいろんなことから、また先生の仰せのとおり、やはり有資格者が館長になることが望ましいんじやないかと、このように考えます。

それから人件費補助については、三年後から人件費補助をしていくと、こういうことにおります。

それから特別措置でございますが、これも先ほど

十三条の二で「公立図書館に置かれる専門的職員の待遇については、その職務の特殊性にかんがみ、特別の措置が講じられなければならぬ」

と、端的に申しまして、具体的には考えておりま

せんが、これもやはり先ほど申しましたように、図書館の場合はいま行政職として給与体系もその

中で行われております。図書館は特別というわけ

なれば補助金が取れないでしょうが、一たん取つてしまえば館長の資格があるうがなかろうが自由自在で、府県レベルであれば、校長さんが天下つたり、教育長が天下つたり、あるいは東京のよ

うな場合でも、職員がたらい回しでここへ行政職

員が回つておつて、ようやく習熟したと思うと何

年かで異動する原則でかわつてしまつたりして、これが一つの陥路になつておる。この点について

応に保障されなければならないと、そういうこと

で、私どもは、給与体系につきましては、十分抜

本的な立場で見ていくべきじゃないかと、このよ

うに考えております。将来のこととございま

すが、アメリカでも司書の最低基準を四年制大学卒としておりますので、日本でも将来構想としては、先ほど

大学に図書館学科等を設置して、その設置した後、司書は四年制大学の卒業者または司書補は短大卒者またはこれと同等の学力を有するといふこと

とで、これらに見合った給与体系をつくっていくべきです。労働基準法でも三人以下の事業体

なら適用しないといふことがあるんですから、そ

れは置かないことができるといふこと

ういふたふうな問題についての施策を特にお伺いしておきたいと思います。

特に内田先生の方には、もしお考えがあるな

ら、待遇上の特別の措置というのは具体的にどう

しょうか。経常費の半額負担がつけられていますから、これについては人件費が一定額計上されなければならぬのじやないかと思うわけですが、その点はどうなつかと。

それから確かに、言われますように、図書館が活発に発展するかしないかという中での大きなかなめが図書館長並びに専門職員の活躍のいかんによ

ういふにお考えになつておられるのか、また、図書館長の有資格者の確保といふような点についてはどうのようであるか。関連しては、文部省の方でもお答えいただきたいと思います。

○内田義利君 順序が異なるかもしれません

が、まず最初に館長の件でございますけれども、館長は、今までのいろんなことから、また先生の仰せのとおり、やはり有資格者が館長になることが望ましいんじやないかと、このように考えます。

それから人件費補助については、三年後から人件費補助をしていくと、こういうことにおります。

それから特別措置でございますが、これも先ほど

十三条の二で「公立図書館に置かれる専門的職員の待遇については、その職務の特殊性にかんがみ、特別の措置が講じられなければならぬ」

と、端的に申しまして、具体的には考えておりま

せんが、これもやはり先ほど申しましたように、図書館の場合はいま行政職として給与体系もその

中で行われております。図書館は特別というわけ

なれば補助金が取れないでしょうが、一たん取つてしまえば館長の資格があるうがなかろうが自由自在で、府県レベルであれば、校長さんが天下つたり、教育長が天下つたり、あるいは東京のよ

うな場合でも、職員がたらい回しでここへ行政職

員が回つておつて、ようやく習熟したと思うと何

年かで異動する原則でかわつてしまつたりして、これが一つの陥路になつておる。この点について

応に保障されなければならないと、そういうこと

で、私どもは、給与体系につきましては、十分抜

本的な立場で見ていくべきじゃないかと、このよ

うに考えております。将来のこととございま

すが、アメリカでも司書の最低基準を四年制大学卒としておりますので、日本でも将来構想としては、先ほど

大学に図書館学科等を設置して、その設置した後、司書は四年制大学の卒業者または司書補は短大卒者またはこれと同等の学力を有するといふこと

とで、これらに見合った給与体系をつくっていくべきです。労働基準法でも三人以下の事業体

なら適用しないといふことがあるんですから、そ

れは置かないことができるといふこと

ういふたふうな問題についての施策を特にお伺いしておきたいと思います。

特に内田先生の方には、もしお考えがあるな

ら、待遇上の特別の措置というのは具体的にどう

しょうか。経常費の半額負担がつけられていますから、これについては人件費が一定額計上されなければならぬのじやないかと思うわけですが、その点はどうなつかと。

それから確かに、言われますように、図書館が活発に発展するかしないかという中での大きなかなめが図書館長並びに専門職員の活躍のいかんによ

ういふにお考えになつておられるのか、また、図書館長の有資格者の確保といふような点についてはどうのようであるか。関連しては、文部省の方でもお答えいただきたいと思います。

○内田義利君 順序が異なるかもしれません

が、まず最初に館長の件でございますけれども、館長は、今までのいろんなことから、また先生の仰せのとおり、やはり有資格者が館長になることが望ましいんじやないかと、このように考えます。

それから人件費補助については、三年後から人件費補助をしていくと、こういうことにおります。

それから特別措置でございますが、これも先ほど

十三条の二で「公立図書館に置かれる専門的職員の待遇については、その職務の特殊性にかんがみ、特別の措置が講じられなければならぬ」

と、端的に申しまして、具体的には考えておりま

せんが、これもやはり先ほど申しましたように、図書館の場合はいま行政職として給与体系もその

中で行われております。図書館は特別というわけ

なれば補助金が取れないでしょうが、一たん取つてしまえば館長の資格があるうがなかろうが自由自在で、府県レベルであれば、校長さんが天下つたり、教育長が天下つたり、あるいは東京のよ

うな場合でも、職員がたらい回しでここへ行政職

員が回つておつて、ようやく習熟したと思うと何

年かで異動する原則でかわつてしまつたりして、これが一つの陥路になつておる。この点について

応に保障されなければならないと、そういうこと

こと。

九、文化財保存事業に対し、国及び地方における財源を確保するとともに、起債の充実を図ること。

十、法の運用にあたっては、関係学会、文化財保護団体、地方公共団体等の意見を十分尊重すること。

右決議する。

以上であります。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(内藤善三郎君) ただいま久保君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(内藤善三郎君) 全会一致と認めます。よつて、久保君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、永井文部大臣から発言を求められておりますので、これを許します。永井文部大臣。

○國務大臣(永井道雄君) ただいまの御決議につきましては、文化財保護の制度上いろいろ問題もござりますが、政府としては今後慎重に検討してまいりたいと存じます。

○委員長(内藤善三郎君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(内藤善三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(内藤善三郎君) 教育文化及び学術に関する調査を議題とし、質疑を行います。

○宮之原貞光君 人事院總裁が健康がすぐられな

いというお話をございますが、これから教員の給与問題を中心いろいろお尋ねいたしたいと思ひますので、お座りになつたままで結構ございますから、ひとつまた明快に答えだけはしていただきたいと思います。

人事院の一般公務員の給与勧告は、民間との質金の対比に力点が置かれて勧告が行われ、政府の財源措置というものは常にその後追いをしてきてお

るといふのが、普通の人事院勧告に対するところの今までの経過であったと思ひます。それはまた、人事院の私は独立性なり主体性ということから考へれば当然のことだと思うのでありますけれども、しかし、この人確法に伴うところのこのたびの教員の給与勧告はその逆な形になつてお

られた、人確法の予算でちゃんと國の国会で承認をされたところの予算がされておるにもかかわらず財源の目いっぱいのものではありませんけれども、あらかじめの予算でちゃんと國の国会で承認をされておる。このことに、私は人事院の自主性といふ立場というふうな予算のあり方という関連からきわめて疑念を持たざるを得ない。したがつて、この問題に対するところの物の考え方をまず総裁からお伺いしたい。

○政府委員(藤井貞夫君) 一般の人事院勧告の制度の趣旨あるいはたてまえ、それと関連をいたしましての人確法に基づく勧告というものの制度あるいは趣旨、たてまえといふこととの関連につきましてはいまお話をあつたとおりでございまして、その大筋の考え方は私たちも同感でございました。したがいまして、この人確法という法律がで講ぜられたなどいうことを踏まえまして、人事院といたしましては、第一次の勧告に続きまして本年

も第二次の勧告を出して政府、国会にお願いを申し上げた次第でございます。ただ、今回の勧告の内容といたしましては、実は第一次の場合におきましては義務教育教員を中心としたしまして従来

からややもう少し改善の余地があるというようなことにも相なつておりましたこともありまして、これを本法でもつて全部を措置をしても全体の均衡問題その他についてそれほど大きな問題が起きないということをございましたので、第一次の分については本法でもつて措置をすることを原則といたしました次第でございます。

ところがこの第一次のものが終わりまして後の姿を見てみると、第二次の勧告につきましてはやはりわれわれといたしましては人確法の精神なり趣旨なりというものはよくわかりまするしきないということをございましたので、第一次の分については本法でもつて措置をすることを原則といたしました次第でございます。

この法案の成立後も残つておるとしかどうしてこの法案の成立後も残つておるとしかどうしてもこれいまのお話を聞いてもそう思えるんです。

一体、問題はこれでいいかという問題なんですね、一体それならば、人確法の第三条、第四条と

全面的に賛成でございまして、その精神に沿つて措置をするということには無論問題はないわけでござりますけれども、第一次の勧告の後の姿を見

てまいりますると、主として高校の教員あるいは他の高専、大学等につきましても、これを全

部俸給で措置をするということに相なりますると非常に不均衡 アンバランス、逆転等の問題が起

きてくることが明らかになつてしまつました。そ

ういうこともござりますので、われわれ人事院といたしましては公務員の全般の給与をお預かりい

たしておりますたてまえといつたしまして、それ

の全体の均衡の問題を全く無視してしまつとい

うわけにはまらない。無論、義務教育教員を主

として優遇していくという法律の精神というもの

は踏まえながら、しかも全体としての給与をお預

かりいたしております立場といたしまして、そ

れらの点を全然無視するわけにもまらないとい

うことがござります。したがつて、逆転を防止す

ることを最小限度にとどめることにいたしながら

改善の趣旨を全うしてまいりたい。こういうこ

とを考えたわけでございまして、その結果は御承認のようになりますことは三%、それから特別手当といたしまして実質的にやつぱり給与

の改善を図るという意味合いで手当として四%

ということに措置をいたした次第でございます。

○宮之原貞光君 どうもさっぱり寂然としない御答弁なんです。このことは、衆議院の文教委員会

あるいは衆参の内閣委員会の中でも指摘を一様にされておることでござりますけれども、私はやはりいまの総裁の答弁を開きながら、人事院はこの公務員平等の原則、いわゆる均衡という本旨をいきなさいと、いうことでございましたので、第一次の

分については本法でもつて措置をすることを原則といたしました次第でございます。

このことに非常に拘泥をし過ぎて、実は人確法そのものについてもきわめて消極的だったと、この法案が成立した前後の空気がそのままやはり人事院にこの法案の成立後も残つておるとしかどうして

もこれいまのお話を聞いてもそう思えるんです。

一体、問題はこれでいいかという問題なんですね、一体それならば、人確法の第三条、第四条と

この法案の成立後も残つておるとしかどうしてもこれいまのお話を聞いてもそう思えるんです。

て一般的な抽象的な他の公務員との均衡を考えた
いという理念に走った余りに人権法の持つところ
の趣旨というものを無視したものだ、国会軽視だと
と、こう言われても私は仕方がないと思うんですね
けれども、その点について改めてもう一回人事院
の考え方を聞きたいんです。

○政府委員(藤井貞夫君) 人事院といたしまして
も、もちろん国会の意思として人権法というものが歴然とあるわけでござりますので、その趣旨にのつとつてその趣旨を生かすために最大限の努力をいたすることは当然でございます。いまお話をございましたが、昨年の九月あるいはことしの七月と言いますのは、これは当時一〇〇%のつもりで組んだ額が給与勧告等に基づくベースアップがござりますので、それをもとに割り返しますと去年の場合は九%，また、ことしの場合は去年からなり大幅の勧告がございましたために、これを割り返せば七%ということでございます。私たちいたしましては、教員について人材を確保する、そのためには給与についても優遇しなければならぬということで、一般公務員の給与水準から見れば優遇しなければならないという精神はこれは十分に貫いているつもりでございます。ただ、均衡論を申しておりますのは、同じ教育の場において同じような仕事をやっております中小教員と高等学校あるいは学歴等が同じであります最小限の高専、その他についてもこれは最小限度の均衡の問題は考慮せざるを得ないということを申し上げておる次第でございます。

○宮之原貞光君 私はそれは詭弁だと思います
よ。大体この立法をしたときに、三年後には一般の公務員よりも二五%ないし三〇%の開きをつけてしまふに違いない。それで人材を確保しよう、こういうお互いの話し合いの中から、ここには与党の皆さんもみなまいすけれども、与野党含めてそれは結構なことだとして決めたんですよ。それをベースアップがあつたからそれと対比したらこれは九%にしかならない、ベースアップがあつたから七%にしかならないという均衡論じゃないんですよ、これは。そこ

のところに第一、私は物の考え方で大きなあなた方はこの人権法の精神を無視したところのものが、あると、こう言われても仕方がないと思うんです。だって、四十九年度で百五十九億円のうち使つたところの予算が百三十一億でしょう、二十八億金が余っているんですよ、この人材確保のあれ云々ということでは、これは一般の教員に納得せりと言つたってできない話なんですよ。しかも、あなたがいまおっしゃつたところの同じような教員の立場に立つところのもの、高等学校との教員との逆さやを生じしめないといならば、なおお尋ねしますが、何で予算を目いつぱい使って、その逆さや現象を起こさないような処置というものはできなかつたものですか。たとえば、四%の特別手当も九千円に抑えているでしようが、予算がなければいざ知らず、予算が相当ある。だから衆議院でもこれを一万二千何百円にしなければおかしいじゃないかという追及があつた。こういうような点を考えてまいりますと、どうも皆さんの考え方というのは、他の一般公務員との云々ということにだけ終始をして、人権法の持つところのねらい、趣旨というものについて何ら素直に私は理解されようとするとところの意思がなかつたものだと判断せざるを得ないのです。このことは二十七日の参議院内閣委員会の総裁の答弁を見ても、やはり周囲に対する刺激が強くなつているともいえない事実云々というような答弁をされておる。これなんか端的に私はそれを示すことじやないんでしょうか。なるほど私は一般論としてならば、人事院が他の公務員とのバランスを考えながら物事が、たとえば十億とか五億余つたとかというなら話はわかります、しかし、たとえばことしのごと

予算といふものを尊重したところの勧告と言えますか、どうですか。その点もう一回私ははつきり答えていただきたい。

○政府委員(藤井貞夫君) これは繰り返し申し上げることに相なりますが、われわれといたましましては、人権法というものができ、また、予算措置が講ぜられておるということを真正面に見詰めておりますればこそ、去年の第一次に引き続いてことしも第二次の勧告を行つたということをございまして、これは人権法自体あるいはその精神、あるいは国会で御決定いただいた予算といふものについて十分の尊重をしているために、こういう勧告が出されておるものと私は考えておる次第でござります。

○宮之原貞光君 なぜそれだけ予算を余してやらないければならぬのですか、そのところもう一回おっしゃってください。これは人事院に一つの政策的な物の考え方があつたからでしょう、その点はつきり言つてください。

○政府委員(藤井貞夫君) これはほかの委員会でもいろいろ御議論がございましたが、予算といたるのは、これは国会で御審議いただいて御決議をいたいたるものでござりますから、これは十分、どういう経費で、どういう額がそこに計上されるということは、尊重してまいらなければならぬことは、これは申しますでもございません。ただ、予算自体は、その目いっぱいを必ず使わなければならないという、義務づけではないというふうにわれわれは承知をいたしておるのであります。そういう観点から、今度の第二次の場合におきましても、全体の給与の中でも、一般公務員よりはこれは優遇しなければならぬということで、一般公務員の均衡の問題はわれわれとしても考えておりませんですが、しかし、同じ教育に従事をする先生の立場とを考えてみると、その場合は

やはり高校の先生なり、その他についても、逆転防止等のことはやはり十分配慮しなければならないと、そういう意味で均衡ということを考えているのであります。そういうところから、いろいろ検討いたしました結果、本俸については3%、そのほかは手当といたしまして7%，実質は毎月入るものとしては7%を確保するということにいたしました次第でございます。

○宮之原貞光君 なるほど、それは法律の中には予算は目いっぱい使わなきやならぬということはないでしよう。しかし、予算を執行するところの一般的な常識というものは、予算を一つのめどとして、それに近づけしめるよう使うのが当然じやございませんか。しかも、私が先ほど申し上げたように、五億とか十億の違いならわかるですよ。けれども、あなた、驚くなれ二百三十二億という金を余しておるでしょうが。こんな開きをつくつておいて、それでも予算は目いっぱい使わなければならぬという規定はないと開き直るところができますか。これは世の中では通りませんよ、幾らあなたがおっしゃうとも。しかも、あなたは、いま逆転防止に使つた、逆転防止に使つたと言ひながら、逆転防止というところには重点的に使われていないんですよ。やっぱり他の公務員とのバランス云々というところが主体であるはずですよ。それならば、目いっぱい使って、本俸をうんと引き上げて、そこで逆転防止云々といふところで調整が要ると言うならば、そこに金が使われたという御説明なら、これは納得できません。しかし、結果としては、そうなつておらないところに、今日、衆議院でも、あるいは衆参の内閣委員会でも、文教委員会でも問題になつておるところのゆえんがあるのであります。そのところを、皆さんには、少しもこの問題について今後どうしなきやならないという意欲がない。ただ、目いっぱい使わないのはあたりまえだという開き直り方では、これはもう国会輕視だと言われたつてところに、内閣委員会でも、文教委員会でも問題になつておる仕方がありませんじやないですか。こういうことなら、人事院は必要ないじやないかという議論ま

で起きてくるのは、私は無理からぬことだと思いますよ。いわゆる、客観的に見て公正の立場でやられると言うならば、決まつたところの法律に沿つて、可能な限りやはりいろんなものを処していいと、そういうことが、私は人事院の立場じゃないだらうかと思う。むしろ、こういうようなやり方は、人事院自体が政策とか判断ということを自由にできるところの場所なんだということを私は意味づけるものとしか思えません。一体、人事院というものは、そういう権限を与えられたところの場所なのかどうかということを、あわせてお聞かせ願いたい。それと同時に、いま一つは、私は昨年、ことしの筆法でまいりますと、恐らくこどしの春闘が一四%とこう言われておる。そうすると、やっぱり一〇%前後というものは、大体公務員の場合のベースアップというものは常識になつているでしよう。そうすれば、たとえばこどしの予算で五%組んでおるものも、一〇%の前後の一般公務員の今度給与アップがあつたから、それとのバランスをとるから、この五%は次の機会には三%か二%しか使わないという形に私はなつくると思うんです、はつきり見通しして言うなんならば。一体、そういうおつもりなんですか、どうですか、そこまであわせてお聞かせ願いたいと思います。

かなりの余剰が出るということは、あるいは予見せられるかもしれません。しかし、その点につきましては、目下各県におきまして、それぞれの措置が人事院の勧告等にもらみ合わして行われております。そういう段階でございまして、それらの結果を積算してみませんと、はつきりとしたものは出ないというのに、これは実情であろうというふうに思います。それと、また均衡のことと申してはなはだ恐縮でございますけれども、われわれとしては、一般の公務員との均衡といふものは、それはむろん踏み切つて、教員が優遇されなければならぬということと、その点の均衡は頭には一応は入れております。教員内部の、高校その他の均衡といたることを、これは最小限度考慮に入れなければならぬということと、こういう措置を講じたのでござります。その結果、期末・勤勉等へのね返り分といふものが少なく相なった結果、そういうようないろいろ論議の起きるような問題が起きたというふうにわれわれとしては理解をいたしております。

は、むしろ余つくるんですよ。その点では、確かにそれは大蔵大臣から言えればあなたは表彰を受けるでしょう。これはもうこういう財政硬直化の折にでかしたとほめられるかもしませんけれども、人確法をつくったところのこの文教関係者から見れば、これは非常に問題があると、こう言われてもこれは仕方ないと思うんです。一体、人事院は、どういう立場に立つてやるかと、こことのころの視点の踏まえ方が、私は問題があるんじゃないだろうかと先ほどから申し上げておるのであります。

なお、三%、四%の問題は後ほど触れたいと思いますが、もう一つ、やはり関連して、やはりこの問題について言わなければならぬのは、大体、人事院は、その教育というものを、どういうふうに教育現場というものをとらえておられるのか、そのことを、私はこの機会に給与の問題と関連をしてお聞きをいたしておきたいのであります。

確かに、この人事院の給与に対するところの物の考え方というものは、職務内容とその責任の度合いということが、普通、人事院の給与確定がされるところの大きなファクターになつておる。しかし、それは一般論としてはわかるけれども、一體、学校教育がそのままストレートな形で、学校の先生方にこれが真っすぐイコールという形で、この問題がそのまま導入できるものなのかどうなのか、学校教育というものは果たしてそういうのか、そこらあたりはどうお考えになつておるか、またお聞かせ願いたい。

○政府委員(藤井貞夫君) これは、一般のわれわれ公務員の職場といふものにつきましては、いろいろの序列、階層、また組織といふものがござりますけれども、そういうような面から、一般職の、たとえば行(一)の関係ということに相なりますると、これは八等級、さらにその上に指定職がございますので、実質上は九等級ということになつて、それぞれの職場が構成をされておるのであり

いということに見合うものとして、積み重なつて今日の姿になつてきておると思います。ただ、そのままの姿を教育の場に持つてくことができるかといえば、これはそういうことはできないといふうに理解をいたしております。

○宮之原貞光君 そこでさらに、お尋ねをしたいのですが、私は、このたびの人権法の勧告を見ますとたくさんの問題点があるし、与えられたところの時間の中ではどうしてもやつていけないんでございますが、いま総裁の答弁になつたところの問題一つとらえて、私はやっぱり非常に大きな要素があると思うんです。今度の勧告を見て率直に申し上げて、管理職としての校長、教頭の職務給、これを非常に重視をしておると、こう言われてもこれしようがないと思う。四段階、五段階の問題まで私はここで論及しようとは思いませんけれども、これが非常に強く出てきておる。しかし、私は校長や教頭の管理職としての使命が軽いとは申しません。しかし、管理職手当というものがまた別個にあるわけですね。その任務にふさわしいものが、別個に、本俸の一〇%から一二%というものが、したがつて、この一般の勧告の中では、むしろわれわれから言えど、一般的の教職員の待遇というものにむしろ視点が置かれなきゃならなかつたと思うんです。たとえば一学級、一教科を責任を持って担当し、このことに教育の喜びを感じながら努力をされておるところの先生方に報いるところの措置というものは、残念ながら今度の勧告の中にはない。ないからして附帯決議が出ておるわけでござりますけれども、ここの方の考え方 자체が私は問題だと思ふ。その点は次木給与局長の参議院内閣委員会の答弁等をお聞きいたしますと、教員と校長と教諭と三つあるのは当然だと、したがつて近い将来、校長

等級にするんだと、それで三段階にし、もう一つの助教論の四段階にするんだと、こういうものの答弁ですけれども、一番やはり人材を確保するというならば、校長や教頭をどう確保するといつよりも、一つの教科、一つの学級經營に全力を打ち込んでそのためがんばっているところのその人に報いるようなやはり勧告がされてこそ、私は本当に人材確保の文字どおりのものができると思う。ところが、残念ながらこのことについてはない。恐らく後ほどまた給与局長が弁解するでしょうけれども、二等級のところを一番そのことも考えて大分上にしてありますと、こう言うんだけれども、それは私は答弁にならぬと思う。これだけじゃないんです、先ほど言ったように、いわゆる通称教頭手当、校長管理職手当といわれるところの特別手当というのもあるんですからね。そういうものがないというならまだ話もわかるけれども、そういうものをつけた上で何らかの一般教員の三十年も四十年も務々としてやってくる人、そのところに目をつけないと、いう勧告のあり方というのが、一体人材確保という本旨に乗つたところの勧告の形態なのかどうか。私はそのところも非常に大きな問題だと思う。これは私は文部大臣にも答えてもらわなければ困ると思うのですがね。でなければ、金だけで教員をつるという形だったら、今度は早く校長になりたい、早く教頭になりたいという、そこにだけ目を向けるところの教員があえてきて、教育が発展しないという妙な形にも私はなりかねないと思う。したがって、附帯決議として出てきたところのこの問題を、将来の勧告の中でどう検討されていくのか。私はその方向性のところだけでもいいですから、そのところをやはり総裁としてはこの問題をどう考えておるかということをお聞かせ願いたい。同時に、文部大臣も、この問題について積極的に今後どうしようというお考えなのかお聞かせ願いたいと思う。

は一般の公務の場の職制組織とは違いまして、先生というものは、先生みずからが児童・生徒に対して教育者として臨んでいくという立場でござります。したがつて、その主体はあくまで一般の教育者、一般の教員といふものが職場の主体でなければならぬ。もちろん組織が大きくなつてしまひますれば、それなりに校長なりその他の管理体制がつて、これらの先生が、聖職という言葉は適当ではないかもしませんけれども、その使命に徹して喜んで生きがいを持つてやつていくという体制を常に心がけてまいらなければならぬことは当然でございます。そういうことの観点はわれわれも十分に承知をいたしておりますつもりでございますが、今度の場合は御承知のように、昨年の法律改正で、教頭といふものが制度化されたという現実を踏まえまして、これについてのやはり給与上の評価をしなければならないという事態が出てまいりましたので、ここに特一等というものを設けることによって事態に対処しようとしたにほかなりません。しかし、あくまで二等級といふものにつきましても、これもすでに御指摘がございましたように、できる限りの優遇措置を講するという態勢で臨んでいるつもりでございます。しかし、なお今後のあり方、問題にいたしましては、私自身といたしましても一般の教員といふものを主体にして、これが本当に誇りを持つて天職と考えてやつていけるような、そういう職場のあり方といふものを醸成をいたしますために、給与上のみならずいろんな点から配慮をしていかなければならぬ。特に人事院といたしましては、給与の問題が一番主体でございますので、これらの面につきましても一般教員の優遇措置ということには特に重点を置いて、今後も対処してまいる所存でございます。

に伴ういろんな責任もございますから、その処遇を適正化するというために等級構成を改善することをお願い申し上げてまいりました。しかしながら、宮之原先生が御指摘になりますこの一般教諭の問題でござりますが、それがまた本俸の改善に当たってきわめて大事であるということを私たるものと考えているわけでございます。これについて、ただししながら、教職経験年数というもののだけを基準にして、たとえば一般教諭に一等級を適用するということが直ちにできるかどうか、むろんその一定の資格というものがどういうふうなものであるかということを検討していかなければならぬというふうに考えております。そこで、人事院に対してお願いをいたしました三月七日の時点におきます文部省の書類の中から私たちの考え方にお当たりますところをその文に即して申し上げることにいたしました。これは三月七日の文書でございます。いまの問題点に当たるところ、「教職を魅力あるものとするための改善を重点とする。この場合、初任給については他の公務員との均衡を考慮して改善するとともに経験の豊かな中高年齢層教員の給与の改善に特に配慮し、また、その最高到達給与を引き上げること。」以上が私たちのこの問題についてつております考え方でございまして、こういう角度から人事院でも御考慮いただきますようにお願いしてまつて次第でございます。

この職務紹介のたぐいのをたくさんつけることがあつたが、学校教育が進展するような物の考え方、私は、これを物にしてくれなかつた人事院はむしろ評価したい、この点は。それをまた今後とも執拗にそれをいま文部省の中でやつているともつぱらのうわさ、文部省の後ろ盾にある与党的文教部会もこのことが力点だと言つてゐる。だからして、先ほど私がお尋ねしたように、来年の五ヵ月というのも目いつぱり使わぬのだから、どつちみち二ヵ月ないし三ヵ月使われるんだから、おそらくねらいは教務主任や学年主任のところに回してくるんだろうともつぱらのうわさですよ、これは教育界、この人事院の勧告を取り巻くところの人から見れば。それは皆さんそんそんと否定されるかもしれないが、うわさということは打ち消すことはできない。もしそうでなくて、本当にいま大臣が言われたとこらの言葉が重点だとするならば、来年の勧告にはそこに重点をするよう文部省としてはやつていただきだけるという物の考え方を持つておられるのかどうか、そこをお聞かせ願いたい。また、私は総裁には、言われているところのこういううわさが事実とすれば私は大変であるだけに、このことに対して、人事院としてはどうお考えになつてゐるか、主任手当なるものの云々というものに對して。その点についてこれはまあ来年にならなきやわからないとお逃げにならないで、どういう物の考え方だということを、この際、私はつきりおつしやつていただきたいものだと、こう思ひます。

くださいよ。

○國務大臣(永井道雄君)　はい。そこで、本俸は先ほども申し上げましたように二つの点があるんです。ですが、そのほかに手当というものを考えていいかなければいけない。その手当中に三点あるわけですね。その三点の一つに、いま先生が御指摘になりました主任等に給与上の措置をするというのもあります。しかしもう一つ、管理職手当、これが改善の問題もございます。しかしそのほかに教員特殊業務手当支給範囲の拡大というのがあります。ございます。しかしまう一つ、管理職手当、これが改めたよろに両面にわたっているわけで、本俸と手当そのそれぞれに二点、三點にわたるもののが入っていると。こういうことで考えてきておりますし、今日もその考え方を持っているというふうに申し上げると、大体私たちの考え方の大筋ということになると思います。

○富の原貞光君 まあ時間が来ておりますので、残念ながら多くこの問題は進められませんけれども、総裁はこの問題について衆議院文教委員会で木島質問に答えて、特別の制度措置を講ずる考え方ではないと、はつきり言われておる。ところが、いまのところはこう白紙ですと、大分こう後退をしたところの感がするんですね。そこらあたりはどつちが本当なのか。もう少し私は積極的な答えができますよ。来年、御承知のように五%しかないんだから、いいですか、しかも、いままでのような人事院のその予算の値切り方式を順とすれば、大体ことし一〇%前後上がるからして、まあ三%しかあるいは二%しかないだろうと、こうなればそれをこつちへ持っていくという形にならざるを得なくなるんです。だから、私は来年の皆さん人が事院に要望をされるところの、要請をされるところの力点といふものは、この主任手当といふところに力点を置いてやるんですか。それとも、本当にこう教育界に喜ばれるような、平教員でまじめに勤めておるところの人に報いるような措置に、一体どちらに力点を置かれるんですかと、ここのこところをお聞きしておるわけですからね、ここのこところを明確に、私は時間がありませんので、お聞かせを願いたい。

なお、これは時間がありますと、幼稚園の関係の問題のあの差別的な取り扱い、これももういろんな議事録を拝見いたしましたと、きわめて私は給与局長の話は納得できないところのたくさん問題があるんですよ。たとえば学歴だといって、たとえば公立の学校は学歴では高校出が多い、短大出が多いからと、こういうふうになつたら、これは小学校の教員だって短大出がいるんですよ。それで公立幼稚園はいわゆる俸給表の三表を適用するはどこで差別をつけろかというと、資格のこところが多いからと、こういうふうになつたら、これはいわゆる教員三等級に位置づけるかどうかするか、ということですでについておるんですよ。それ

という通達を出し、省令を文部省されておりながら、これと幼稚園は別なんだというこの物の考え方自体にも、私は幼稚園教育というものに対するところの認識の不足と申しますか、あるいは偏見と申しますか、そういうものがそれにあるということも指摘したいんですけども、もう時間がありませんから多くを申しません。

あるいは当然産振法の定通手当の問題にしてもカットされておる。片一方は不均衡を是正をすると言ひながら、あれは産振法なりあるいは定通法の奨励の費用として定通関係の先生方あるいは産業教育の先生方に特別つけたところの手当なんですよ。そいつはみんな抹殺をしておいて、均衡をとるなんどこう言つたって、これは教育界では通りませんよ、これは率直に申し上げて。事々さようには度の人勧の問題ほど問題の多かつたところの問題はないんです。恐らくこの点についてはもう皆さんそれぞれの委員会でお聞き及びだらうと思いますが、今後はひとつそういうことのないような、ひとつ万全の措置を講じてもらいたい。その総括的なそれに対するところの御見解を承つて、私の質問を終わりたいと思います。

○政府委員(藤井貞夫君) いまは先生からいろいろお話をございましたし、御指摘になりましたように、各委員会でもいろいろ御議論があつたことは事実でございますが、われわれはわれわれの立場からしていろいろその疎明に努め、御了解を得るように努力はいたしておりますつもりでございますけれども、しかし、ひるがえつて国会を通じていろいろ御議論があることは事実でございまして、これは十分にわれわれとしてもその意のあるところはくみ取つて、今後のわれわれの人事院の仕事の上に反映をさせていかなければならぬ、こういう覚悟を定めておるつもりでございますので、よろしく御了解を賜りたいと存ります。

○國務大臣(永井道雄君) 宮之原先生の御質疑の中に、明年度は5%になるんだから、抽象論でなくどこに重点があるかということを言えといふ、そういう御質疑がございましたので、その点につ

先ほど申し上げましたように、私どもの考えは、本俸とそれから手当の二本立てであるわけであります。本俸と手当を比較いたしますと、これはもう金額上張りますのは当然本俸、そして手当の方が小さい額でありますから、私たちが重要視いたしておりますのは、言うまでもなく本俸の方でございます。そして、その本俸の中には二つのものが含まれている。そういう考え方で五%になつたときには臨まなければいけない、すなわち、本俸重視という考え方をとっています。

○委員長(内閣審議官三郎君) ちょっと委員長から藤井人事院総裁にお尋ねしたいんですが、一点お聞きしてみたいと思うんです。それは先ほど来人事院の説明伺っておりますと、義務教育の先生の待遇改善が、高校、大学との逆転防止ということに重点が置かれているように伺つたんですが、予算的に第二次の一〇%を組んで、組んだことが私はその観点からくれば無理じゃなかつたかという感じがするんですよ。その結果、本俸が三%、手当四%という結果になり、いま宮之原さんがおつしやつたよう幼稚園、産振、定通手当にまで波及したと思うんです。私はあなた方がこういう考え方を進められると、第三次の給与改善は予算的に五%組んだけれども、これは実現ができないんじゃないかと思う。もうすでに逆転防止目立っぱりしていると思う。そこで、私は人事院が人確法及び国会で決めた予算を忠実に実行していただきたいと思うんです。そうなれば、むしろ高校、大學との逆転現象が当然起きてくると思うんです。起きたら、それは八月の一般の人事院勧告で処理すべきであつて、それを見ながら勧告しようといつたつて第三次給与改善が私できないと思うんですね、人事院総裁はどういう考え方で第三次給与改善五%実施されるのかお尋ねしたいと思うんです。

○政府委員(藤井貞夫君) 御承知のように、本院の本委員会の人確法制定に際しての附帯決議等におきましても、高等学校等の均衡の問題は、触れて

Digitized by srujanika@gmail.com

おられると承知をいたしております。しかし、いま委員長が御発言になりました点は、大変要點に触れた重要な問題であるというふうに私は承知をしておりまして、したがつて、今度の八月にやるかどうかは別として、要するに、一般的な八月勧告で何らかのそういう措置を講じてまいらなければならぬ局面が出てくるかもしれません。その点はわれわれとしても腹に入れておきたいというふうに考えております。

○高橋警富君 私は、教員の待遇問題を中心にして、その中のいわゆる調整手当の問題を中心に聞きたいんですが、その前に文部大臣ひとつ伺いたいんですが、私は教育といふもの教える者と教えられる者との人間関係が基調であると、教える者が限りない愛情を教える者に降り注ぐ、教えられる者が強い信頼を持つてこれにこたえる。その美しい人間の心の中にその基調を置かなければならぬ、こういうふうに考るんです。そうすると、それは教育者ばかりでなく私は教育行政というものもやはり一面からすれば、国の将来を考えて冷静に判断しなくちやいけないけれども、一面また、文部大臣という頂点にあれば、日本じゅうの児童、生徒、学生、教職員にやっぱり私は温かい愛情を降り注がなくちやいけないんじやないかと、こう考えるんです。その点、教育觀といいますか、行政官としての心構えひとつお伺いしたいと思う。

○國務大臣(永井道雄君) ただいま先生の御指摘の点、教育の場合には教える者と教えられる者との深い愛情と信頼の関係が重要であるというお言葉につきましては、私も全く同様に考えております。さらに、そればかりでなく、教育行政に当たります。さらにも、また先生方に対し、それから教えられる子供あるいは生徒、学生に對しましても、愛情と信頼の関係を持つべきではないか、これも私は全くさように考えております。ただ、力が及びります者も、また先生方に対し、それから教えられる子供あるいは生徒、学生に對しましても、愛申し上げますと、この行政といふものに、たと

えば建設行政ですか、あるいは郵政の行政ですか、運輸行政ですか、いろいろあると思います。そういう式の行政は、どちらかと言えば物に触れるかどうかは別として、要するに、一般的にはそれを關しての行政でございますが、教育行政は人の心で一番むずかしく、また心を配らなければいけない行政でございますから、少なくも、まず省内において本当にそういう意味で私と省内で働く人たちとの間に信頼と愛情の関係があることがます。そこで、省外にわたって先生、御指摘のようななところ第一に必要であり、それを第一歩といいたしまして、省外にわたって先生、御指摘のよくなどころにいささかでも到達するのに近づきたいと、力は及びませんけれども、全く先生がおつしやつたような気持ちを生かさなければいけないと考えております。

○高橋警富君 そうしますと、いわゆる現在当面してあるいろいろな矛盾、不合理な面あるいは悩める問題といいますか、そういう問題の解決に対し、文部大臣として体を張つてもこれに取り組むと、こういう姿勢が必要だと思うんです。私は幾つかの問題があると思うんです。それは個人の見解によりまして、それが緊急度があり、どれが重要であるかという、その見解の差はあると思うんです。私は現場にいまして、一つの大きな問題であると常々感したのに、いわゆる調整手当の問題、これは昔は地域給と言われたんです。私はその当時から学校の先生やっていまして、それは終戦直後の物のない時代に東京には食う物も何にもない、田舎まで買い出しに来る。その苦労を考えると、私らこれは当然だ、当時二〇%、一五%、一〇%、五%差をつけられたんですが、当然だと思つたんです。しかし、それがそのときすでに不合

○高橋警富君 大体わかりました。
○高橋警富君 私もただいまの調整手当の問題、先生のようく現場で経験を積みませんでしたから、それほど詳しくはだに感じていてもいるところまでまいりませんが、確かに重要な問題だと思います。御承知のようにこの調整手当といふのは、結局勤務する場所で決まってくるわけですが、これは昔は地域給と言われたんです。私はその当時から学校の先生やっていまして、それは人事院の方でこの問題についてどうお考えか、私はそこまで申し上げさせていただいて私の答弁といたします。

○高橋警富君 それで、いまの問題、人事院側からもう一度答弁してもらいます。
○政府委員(森木広君) 従来からの経緯等について、ただいまお述べになられましたとおりでござりますが、一応、現在の基礎が給与法の十一条の三に規定がございまして、御指摘のような勤務地主義になつておるわけでございます。給与全体が勤務の対価として支払われるというようなことはできないのでございますが、私の考への一端を申し上げますと、この行政といふものに、たと

るなんの考へます際に勤務地主義といふものをお考へする。本人が住居を定められます点については、官側の方でそれを拘束するというのは例外場合でございますので、一般的にはそれぞれは学校長としましても、教員がどんどんどんがら低いところに流れていいくんだと言いました。私は学校長としましても、教員がどんどんどんがら高いところに流れしていくんだと言いました。私は優秀な人材が東京都へ流入してくることについて非常に問題だと思ったんです。それが形こそ変わつてはいるけれども、これが暫定手当になり、あるいは調整手當になった。はつきり法的な根拠もあって変わつてはいるんですけど、末端においてはやっぱり一連のそういう一つの終戦直後のその遺物みたいなものがいまだに続いている。こういうことで、私はまだ思つてます。そういう点を大臣はどうお考えか。この問題あたりをじっくり取り組んでいたときだと私は思つてますが、ひとつお聞かせ願いたい。

○國務大臣(永井道雄君) 私もただいまの調整手当の問題、先生のようく現場で経験を積みませんでしたから、それほど詳しくはだに感じていてもいるところまでまいりませんが、確かに重要な問題だと思います。御承知のようにこの調整手当といふのは、結局勤務する場所で決まってくるわけですが、これは昔は地域給と言われたんです。私はその当時から学校の先生やっていまして、それは人事院の方でこの問題についてどうお考えか、私はそこまで申し上げさせていただいて私の答弁といたします。

○高橋警富君 それで、いまの問題、人事院側からもう一度答弁してもらいます。

○政府委員(森木広君) 従来からの経緯等について、ただいまお述べになられましたとおりでござりますが、一応、現在の基礎が給与法の十一条の三に規定がございまして、御指摘のような勤務地主義になつておるわけでございます。給与全体が勤務の対価として支払われるというようなことは純情ですから、国に行きました。直ちに文部省へ行って、文部省に行つたら、これは文部省だけではなく、自治省へ行けと言う、自治省へ行きまして、私の方じやどうにもならないと、今度は人事院に行けと、人事院の総裁にも会いました。

今度はぐるぐる回つてまた文部省へ行けと、とにかくぐるぐる回つて、当時私は県会議員でした。が、県会議員なんていうのはいいように扱われちゃつて、あつち行つたりこつち行つたり一向らちがあかなくて困つたものだとしみじみそのときに考えました。一体そういうふうになつているのが私はどういうことなのか、これそれぞ文部省と人事院と自治省に、それ特に自治省に聞きたいのは、そのときに知事が、私に言つたら、あなたそういうことを言つていてるけどもね、千葉県じゅう三〇%ずつあなたの言うようにみんな同じようにやつたら、千葉県はそれだけ財政的にゆとりがあるんだということを平衡交付税をばちと減らされちやうから、そんなことは先生、県民によけいな負担をかけることになるんだと、損害を与えることになるからできませんと、こういうわけです。そういうふうに自治省の方にもこれははつきり答弁いただきたいんですが、そういうことをすれば本当に平衡交付税を減らすものかどうか。ひとつそういう点も御答弁願いまして、いまの問題やつぱり現状はどうなつてあるか、自治省の分担はこうで、人事院の分担はこうで、それから文部省の分担はこうなんだという、どういう問題を文部省で当たり、どういう問題を自治省が当たり、どういう問題を人事院が当たつてあるのか、それを区別してはつきり御答弁願いたいと思うんですね。

○政府委員(茨木広君) まず私の方の関係で申し上げますと、恐らくこの問題は県、市町村、国と制度が若干ずれておるところがございます。千葉県の例で調べますと。この問題は、一番基礎が私の方でございますが、現在のこの地域区分の問題につきましては、もともとがこの十一条の三の原則の中には民間給与、それから生計費、物価、これが著しく高い地域に勤務する者というものについて調整手当をつけるんだという表現になつておりますが、そういう意味で從來の暫定手当時代から現在の調整手当に地域区分を引き継いでおりまが、三十二年にこの給与法ができます當時、い

金、物価及び生計費が特に高い地域で、まあ地方事委員会なり長なりが認める地域ということです。指定があるということが、まずよるべき一つの基準ではなかろうかというふうに考えられます。その他の地域につきましては、民間の賃金あるいは生計費、物価が特に高いと認め得る積極的な根拠、それを示す必要があるんではなかろうかといふうに考えております。民間の賃金につきましても、生計費につきましても、市町村の境界で線を引くということは非常にむずかしいので、この辺につきましてはできるだけ限定的に考えていくべきではなかろうかというふうに考えております。

それから、特別交付税との関係でござりますが、別に調整手当を支給をしたからといって、特別交付税の方で減額をするというようなことは考えておりませんし、いままで行つておりません。ただ、一般的な問題いたしまして、現在調整手当を支給している地域の市町村におきましては、根っここの本法の給与水準が非常に高い団体が多くございます。それらと調整手当とを合わせて、給与水準を民間給与なり生計費なりと勘案をして定めてもらいたいと、このような考え方で指導しておることろです。

○高橋監督官君 私は、いまの問題で幾つかお聞きしますが、一つは、官署指定というのを、公署指定といふか、官署指定といふか、それがあるわけなんですが、私は千葉県のことを無理に持ち出して云々するわけじゃないんですが、何かそれが私たち常識で考えますと、非常にやっぱり地方公務員と国家公務員、國家公務員のそういうのが、國家機関があればそれはすぐにできるんだと、へんぴなところでも、そこに国立病院があつたり、あるいは何か国の国立大学があつたりすると、それが官署指定でその地域はぱあっと上げられる、だから、うちの方で、たとえば成田空港が、先生

方わっしょわっしょ一緒に反対したわけでもない。組合の連中は、これが成田空港ができると官署指定になつて、あの地域はばんと三箇もらえるというわけですね。これじゃこれ早くできた方がいいというのがあの辺の先生方の偽らざる心境なんです。そうなると、そういう国のそういう機関があるところだけが優先されると、あるいは国のそういう機関だけが優遇を受けるということには、やっぱりどうも地方の現実としてわれわれとしては納得できない点があると、これが一点。

それから、自治省の方でそういう事実はないと言つたとなると、私は當時、まあ知事やめちゃつたから構わないけれども、当時の知事は私にうそついたことになるんです。そういうことで、千葉県は富裕県だと言う、実際は赤字県なんだけれども。富裕県だということになると交付税が減らされるからだめだと言つたことは、じゃ私に対するはつたりみたいなもん、これは知事やつていなかからどうしようもないけれども、やっていれば私はこれは問題があると思います。

それからもう一つは、埼玉、神奈川は、全県、全部これは支給されているというけれども、それは県独自でやつて何らそれは抵抗がなかつたか、国にも、地方にも、どこにも抵抗がなかつたものかどうか、それをお尋ねしたいと思います。その二点についてひとつお尋ねします。

○政府委員(菱木広君) まず、官署指定の方の問題から申し上げますが、これは給与法の十一条の三の、先ほど前段の方で御説明を申し上げたわけですが、後段の方に、「その地域に近接し」要するに調整手当のついておる地域で、「その地域に近接し、かつ、民間における賃金、物価及び生計費に関する事情がその地域に準ずる地域に所在する官署で人事院規則で定めるものに在勤する職員についても、同様とする」と、こういう規定が根拠のですから、その官署があればどこでも官署指定になります取り扱つておるわけでございます。

を受けられるということやございませんで、現在扱っております二キロないし六キロというような、それぞれの条件によって違いますけれども、そういうようなやはり一定の限界内の近接地についてだけそういう取り扱いをしておるわけでございます。でござりますから、先ほど先生がお挙げになりましたようなところが、なんと成田がなるというふうな見方ですぐいくというわけにはなかなか困難であると、こういう問題が一つござります。

それから、国と地方との関係でございますが、国は御案内のように、全国一本の俸給表になつております関係上、大都市地域は、非常に、その地域の給与なり物価が高いというようなところを理由にして調整手当をつけて、それを変形をすると、こういうことをやつておるわけでござります。自治団体の方になりますと、県の地域なり市町村の地域について、それぞれは俸給表を国の方を基準にはいたしますが、持つていらつしやいます。そこでどういう俸給表をお使いになつておるかというもののとの関連で、やはりその県内の、また、あるいは市町村内で、どうしても調整手当をそれにつけなきやいけぬかどうかかという、やはりもう一つの理論があるんじやなからうかといふうに思います。この問題についての調整の御指導は、やはり私は自治省さんの方でおやりになると、いうたてまえであらうと思います。

○高橋謹言君 もう一つお聞きしますが、義務教育国庫負担法に違反するというかで、何といいますか、国に關係なく県独自でやった場合に、返還を命ぜられることがあるということですが、そういう事実があるのかどうか。これは文部省でひとつそういう状況があるかどうかお答えいただきたい。

○政府委員(安嶋彌君) 若干ではございますがそういう事例がござります。

○高橋謹言君 それは素直に返還されて、そのとおりうまくいっているわけですか。

○政府委員(安嶋彌君) 返還というお言葉でございますが、交付対象にしていないことなどでござります。行き過ぎがござりますれば返還という措置がとられますけれども、通常は行き過ぎがないよう交付をいたしておりますので、通常は返還ということはないわけでございます。ただ、お尋ねの点について実態的に申しますならば、交付対象にしていない部分があるということになります。

○高橋謹言君 先ほど自治省の方の方が國の方で別に優遇されているとは考えないと言われましたけれども、同じ地域に住んで、そして同じ生活をして、たとえば片方は國立病院に勤める、片方は学校の先生になる、國立病院に勤めた者は六分なり八%もらなことができて、ほかの勤務地に勤めた場合には、学校なり何なりに勤めた場合には、それは全然出ない、國立以外のものは出ない、国立大学は出る、普通の小、中学校、高校は出ないというということになりますと、地方の人はやっぱり差別であると見ますが、これは全然差別ないと考えるわけですか。

○政府委員(安嶋彌君) お話しでございますが、國の指定された地域、あるいは國の指定された官署がありますする地域の学校につきましては、負担対象にいたしております。で、返還と申しますが、交付対象外のものがある、若干ではあるがあると申しましたのは、そうした指定地域外、あるいは指定官署が所在する町村以外の町村に対して調整

手当を出しておられる場合には、その部分について負担対象外という扱いをいたしておるということでございます。したがいまして、国家公務員に調整手当が支給されておるような町村、あるいはそういう官署がある町村の学校の先生が調整手当を受けないとということはございません。それは同じでございます。

○高橋謹言君 そうなりますと、やはり民間では、たとえば成田へ空港ができると、そこに勤めている人は直ちに調整手当をもらえるわけですよ。ところがその地域はもらえないわけです。国の機関はもらえて一般の地方公務員はもらえないという差は、地方においてやっぱり不公平じゃないかという、そういう考え方を一般の人は持つわけですよ。それは自治省の方、あなたさつきないと言つたけれども、そういう考え方持つたなのは地方の人で——不公平はないといつても地方の人は必ず不公平があると見るわけですよ。その点はどうお考えですか。

○説明員(金子憲五君) この辺につきましては人事院の方から御説明願つた方がよろしいかと思ひますが、国立病院につきましては普通と違つた考え方がとられておろうかと思ひます。したがいまして、国立病院につきまして調整手当の支給はされておりましても、その地域におきましての他の官署必ずしも調整手当は支給されていない、このような関係があらうと思ひます。

○政府委員(茨木広君) 成田の地域はいま官署指定そのものは行われておりませんが、御案内のように三十年代から転勤しました者要するに調整手当のついております地域に勤務しております者がそうでない地域に異動しました際には、当初は一年六ヶ月から始まつておりますが、一年、二年、三年と延びてきておりますが、現在の制度は三年間を限り從前のものをそのまま支給するという制度がございます。異動保障と称しておりますが、その関係で羽田地域から転勤しました者についてある者があるわけでございます。その関係でなかろうかと思います、もし成田のところでいま

問題になつておるといったしますれば、それから国立の方の病院の問題は、これまた別の観点でござりますて、医師の関係についての給与として別途の取り扱いになつておりますが、これもやはり解地の方にお医者さんがなかなか行かないという実態から、むしろ、地方団体の方の関係のこういう病院とか診療所等でお医者さんを採用される際に大変高額な給与になる。そこで御案内のように、医師初任給調整手当というような別途の調整手當まで設けて、その間の隙を埋めるような苦労をいたしておるわけでございますが、それでもなかなか行きませんものでございますから、医師については8%の調整手当を全国異動いたしましてもつけるという制度になつております。そういう關係で、別途の政策からそういう問題がござりますので、それとまた比較されますといふと、そういう別の観点からそういう制度が入つておりますので、なかなか御理解が住民の方から見られるとできかねるような感じがすると思いますが、そういう別途の趣旨でございまして、したがつて、そこの病院に勤めておりますお医者さん以外の方々にはそういう手当がついてないということで、国家公務員でも同じ病院に勤めておつてつく方とつかない方とある。それは全く別の医者というものが別途の観点から入つた制度でございます。

○高橋謹言君 先ほどの話の中に、暫定手当は昭和四十二年ですか忘れましたが、とにかく本俸に繰り入れると、そして、これを全部ゼロにするといつよいな案を立て、そのように年次別で実施したというようなことがあつたんですがね。何かそれが、暫定手当はなるほどそれでもうけりがついたとたあるいは地域手当はそのときだけりがついたと考えるかもしれません、末端ではそれが全部本俸に繰り入れて、末端でゼロになつたとは考えていいわけですよ。みんな何かそれが地域手当が

りと、そういう歯切れよくびたつと切つてもらう必要があるんじやないかと思うのですよ。そうじやないと、何かしり切れトンボで、文部省なり國なりはこういうことを言つたけれども、途中でしり切れトンボで終わつたんじやないか、こういう感覚から、むしろ、地方団体の方の関係のこういう問題になつておるといつます。それでびたつとここで終止符を打つたんだ、これから新しく調整手当なら調整手当あるいは都市手当なら都市手当、こういうふうにいくんだという、まるで何か一つのものがずるずるとたくあんか何か切り損つて一つばかり上げたら全部持ち上がりつたような、そんなよな感じが調整手当でするんですがね。この問題をすればと歯切れよく切る考えはないかどうか、どこかで。

○政府委員(茨木広君) 当時、暫定手当を五段階を四段階にというふうに、逐次一段階ずつ繰り入れる方針をきめて、そのつど勧告でそれを打ち出して一般給与法の附則等の改正をやりながら法律の形でお決めいただいて、処理をしてまいつたわけでございます。でございますから、その当時ずっと処理をしましたものはそれだけりがついて、結局、最後に二段階が残つたということで、それが調整手当に法律上も引き継がれていつたと、法律上といふか、実質的に引き継がれて、地域給はそのまま移つていつたと、こういう経緯でこの制度が漸進的に移つてまいつたのですから、そういうふうになつてゐるわけでございます。これはまあ、一方、地域手当のついていらっしゃる方々から見れば、时限をやはり与えられることは大変たというようなことがあつたんですね。何かそ

れが、暫定手当はなるほどそれでもうけりがついたと考えるかもしれません、末端ではそれが全部本俸に繰り入れて、末端でゼロになつたとは考えていいわけですよ。みんな何かそれが地域手当が

から見れば、时限をやはり与えられることは大変たあるいは地域手当はそのときだけりがついたと考えるかもしれません、末端ではそれが全部本俸に繰り入れて、末端でゼロになつたとは考えていいわけですよ。みんな何かそれが地域手当が

いることはあります。それで、ちょっと先ほどの答弁に補足させていただきますといふと、先ほどの病院系統の者

は、やはり、これは一般職の職員の給与に関する法律の十一條の四といふところに条文がございまして、それが根拠になつて先ほどのような運用が

行われておるわけでございます。

○政府委員(茨木広君) 調整手当の問題は引き続

き検討事項になつてござりますので、銳意検討を進めておるわけでございますが、先生からいろいろありました御意見等もよく体しましてさらに引き続き検討をいたしたいと思っております。

○国務大臣(赤井道雄君) ただいま先生が御指摘になりました、先生方は余り金のこと、そういうことを考えずに教育に打ち込めるようという御趣旨は全くそうちだと思います。そこで、いろいろ

今までのしきぎつから生じたりすることもある
そういう差ですね。そういうふうな問題といふ
とから仕事の上に多少とも支障を生じるようでござ
りますと、これは私たちの行政として行き届か
ないことだと思います。しかしながら、先ほどが
ら議題になつておりますところの給与の問題、そ
の調整の基本的な担当の官庁は言うまでもなく人
事院でございます。でござりますから、私たちの
方といたしましては、本日、先生が御提起になり
ましたようなそういう問題について的確な情報
というものをできる限り人事院の方に提供をい
たしまして、そしてお考いただくように、その
よう進めさせていただきます。

○鈴木美枝子君 近ごろ問題になつております筑
波大学の解雇になりました外人教師の問題、ある
いはベトナムの勝利のときに、日本、特には東京
におきまして、留学生の方が自国の大使館に参り
ましたときに警察に挙げられたときのこと、民間
の人権センターの調べによりますと、同じときに
西ドイツでもベトナムの留学生が自国の大使館に
駆け込んだ。西ドイツの場合は、警察は留学生を
挙げないで、外から守るようにしながら、自国の
大使館の人と「よく話し合いなさい」という態度
をとったこと。それらのことを聞いております。
東京の場合では、暴力という言葉を使いながら警
察に挙げて、挙げられたときの様子は「朝日ジャ
ーナル」に出ておりますけれども、おまえたちべ
トコンはと言つていきなり頭をぶん殴つた。ベト
コソンといわれる人だつたら東京に留学しているわ
けはないという日本の法律の状態もわかっている
わけでございましょう。その人権に対する差、ベ
トナムのああいう勝利のときとは言ひながら、あ
あいう時期でしたら、留学している青年たちは自
分の國の大使館に行つて、どういう状態になるか
ということを聞こうとするだらうし、そこへ相談
に行くのはあたりまえなことだと思います。それ
を警察へ挙げて、そうして殴つたり、ベトコソンは
このぐらゐにしなきやならないんだというのと、
西ドイツでの取り扱い方の違いは大いに考えなき

やならないことだと私は思います。ぎょうは警察の方を呼んでいませんので、それはひとつ議事録へとどめておくことにいたしまして、外国人の処分の問題についてお伺いをしたいと思います。

永井文部大臣は、筑波大学の強行採決のときにはおいでになりましたので、内部の事情はよくおわかりになつていらしゃらないと思います。あれは第71回国会に提出された国立学校設置法等の一部改正案、つまり筑波大学法案が、教師、講師七千人近い人、そして百の教授会の反対を押し切って強行採決をされ、私などもそのとき三時間ばかり審議を統けている最後のときに強行採決をされ驚いたような、いまでも忘れる事のできない筑波大学のことです。あれから二年と六ヶ月経過しただけでございますけど、いま問題になつています中国語専任教師、お名前は梅輪先生の解雇された理由を、もちろん、文部大臣にお伺いしようと思うのですけれども、第七十五回国会での衆議院で社会党の嶋崎委員の質問に対して文部大臣の御答弁されたのも読ましていただきました。衆議院での委員会は三月の十九日のことでございました。きょうは六月十七日でございますから、三月から六月にかけては日にちも大分たつておりますので、文部大臣の御答弁「彈力をもつて解決したい」という、これを読ましていただきましたのです。その解決が三月からきょうまでにどういう解決を持っていらっしゃいますが、御答弁をお伺いしたいと思います。

日付で、筑波大学の学長と梅韜氏との間に雇用約を締結しまして、同氏を昭和五十年三月三十一日までの十一ヵ月間、中国語担当の外国人教師として雇用しましたが、昭和五十年度におきましては、大学院の開設等に伴い他の分野から外国人教師と一緒に伴う教官の充足等により中国語関係の教育課程の編成、実施が可能であること等の事情から、同大学では中国語担当の同氏とは雇用契約を更新しないことといたしたのでございますが、このことをめぐりましていろいろと問題が出てまいつたわけでございます。

なお一方、これにさかのぼりまして、東京教育大学の方におきまして、これは昭和四十八年七月一日から昭和五十年三月三十一日まで外国人講師として雇用しておりましたが、昭和五十年度においては、日本人の非常勤講師として授業を依頼するということで、教育大学の方では御本人といろいろ接觸をしておったのでございますが、六月十三日になりまして本人の承諾が得られず、東京教育大学の方で日本人の非常勤講師として採用するということもできないことに、採用しないということになりました。この間、本件に関しまして梅韜氏は、五月六日、東京地方裁判所に対し、国を相手といたしまして、筑波大学の外国人教師たる地位を仮に定めること。本年四月以降一ヵ月が行われました。さらに本年六月三日に、水戸地方裁判所に對し、筑波大学を相手取り、免職処分の取り消しを求める訴え提起されたようでござりますが、このことにつきましては、まだ詳細私ども存じておりません。一応の経過は以上のことなりでございます。

しては、ただいま申しましたような仮処分の申請があり、また、六月三日には水戸地方裁判所に免職処分の取り消しを求める訴えを提起されたらしいということございまして、文部省といたしましても、この件に関しましては、仮処分の申請に對しまする審尋等に応ずることをいたしておる次第でございます。

なお、並行いたしまして、東京教育大学の方につきまして、いろいろとこれも相談を進めたのでございますが、先ほど御報告申し上げましたように、東京教育大学で日本人の非常勤講師として授業を継続してもらいうことが六月十三日本人の承諾が得られなかつたと、こういう結果でございました。

○鈴木美枝子君　いまの御報告は筑波大学の解雇した側の御報告が多いと思うんでございます。そしてまた、こういう重要な問題でござりますから、梅鞆先生についても詳しく述べになつていただけると思うんでございますけど、その点について大臣からお伺いしたいと思います。

梅先生のことは大変個人的のことのようでござりますけれども、外国人教師のことのございますし、また、筑波大学は強行採決までした国立大学でございますから、外国人教師の解雇問題はまた重要な問題だと思います。文部大臣は強行採決のときおいでにならなくとも、やはり文部大臣として、梅先生、そして解雇の問題、細かくお話をいただきたいと思います。

○國務大臣(永井道雄君)　この問題はいろいろな面を含んでおりますが、ただいま大学局長御説明申し上げましたように、東京教育大学で梅鞆先生を日本人教師として引き続きお願ひしたいというふうにお願いいたしましたのに対してお断りがあつたわけでございます。といいますのは、実は梅鞆先生は日本人でいらっしゃるからであります。これは梅鞆先生は昭和三十九年四月十一日日本国籍を取得しておられまして、林敏子さんというのでございます。そこで、外国人教師はもちろん外国人教師として特別の規定がござますが、そこ

は外国人と日本人という問題が、これはお生まれはもちろん中国ですから中国人なんです。しかし国籍で申しますと昭和三十九年以来日本国籍を取得、林敏子さんでいらっしゃる。そういう問題が含まれていることをこれは経過で明らかになりましたので、そこで、東京教育大学の方にこの問題でやはり今後も先生としてお願ひしたい。そのことをお願ひしたわけですが、それはちょっと自分で辞退するという、そういう関係になつてゐるわけをございます。

解雇の地位保全の訴えをして、法律で日本人だといふに変わってきたんだと思うのですけれども、梅先生の経験については、中国の日本文学の研究家であった。そして、日本の小説を中国語に翻訳して、北京では「人民中国」という雑誌社に勤務していた。一九五八年に日本へ来て、そして、やっていた。そして、一九六三年横浜市立大学に一年間勤務して、一九六三年アジア・アフリカ語学学院に、そして結婚して日本籍になった。一九六七年に日中学院中国語講師をして、一九六八年には現代中國語会話教師をして、そして途中、離婚をなすった。東京教育大学は以前から非常勤講師でございました、先生御存じのとおり。そして、牛島徳次先生に勧められて、そして筑波大学にお入りになつた。そのときのことを、筑波大学を解雇された理由が何だかわからぬというような梅先生のここに書かれたものがござります。詳しく筑波大学へ勧められたときのことが書いてございました。けれども私は遠すぎると思ってお断わりしました。牛島先生は宿舎があると仰言つたけれども、私としては當時東京で別の授業も受持つていたので行く気はありません」と断りました。

た。「先生は専任講師になれば専門の研究も出来るからと、私に考慮を」するようになると言われました。「私は「もし現在持っている仕事を辞めて、筑波大で教職だけに専念して、万一問題が起きた場合、生活の保証がなくなってしまいますから」といつて「お断りをしましたけれど「牛島先生は学校側の契約書の見本を私に見せながら「既にあなたの身分に関しては宿舎、俸給、待遇などすべて決定されています。事前に本人に相談もせず勝手に事を運んだのは誠に済まなかつたが、それは事前にお話ししてもし許可がおりなかつた場合、却つて本人に申詫ないからのことであり了解してほしい。既に文部省に申請し、許可も受けたことがあります。そして、「牛島先生は中国語を熱心に教えておられ、日中友好にも力を尽くされ、学生に対しても責任を持つおられる方で、私の尊敬」としておられた方でございましたので、私もそれを引き受けました。そして、「私は二十年前から日本文学を翻訳紹介して来ましたが、この方面の仕事も私としては、更に研究し続けて行きたいと思って」おりました。「私が筑波大の講師になれば、中國語を教えることを通して日中共同声明の精神にのつとつて、日本の青年達に中国を正しく認識してもらうことも出来るし、又私個人の研究にもプラスになり、更に大きくなれば日中友好を子々孫々まで続ける為の基礎作りの一環となる」と考えたから、お引受けをしたのでございますと、こう書いてあるのでございます。こういうふうな態度で授業を続けておりましたのに、突然、電話一本で首になつたというふうなことを私は承りました。衆議院での議事録にもそのことが詳しく書いてあるわけでござりますけれども、付け加えて言いますと、その首になるといいますか、解雇されるときの状態が余りにも、外国人教師でなくとも、日本人教師であつても電話一本でパートの人あるいはアルバイトの人を簡単に首を切るというふうな状態があつたのではないかというふうに私

は思えます。そのときの様子、五月七日に一時間
目の……これは泊まるところがなくて学生寮に入
つてたなどということをございます。学生寮に入つ
ていれば、必然的に生徒と一緒に食事をする。生
徒と一緒に食事をすれば中国語について、中国の
話を聞かれる、聞かれたときに自分は工芸的なも
のだのあるいは地理的なものと、社会的条件の中
で言葉を発展させるような指導をしていたから、
そのいつもの指導の方法が出て来てその話をし
いた。そうしますと、何か日本に関係ないような
ことを指導しておるじゃないかという注意を受け
て、そして注意を受けたときに、子供に迷惑がか
かっちゃいけないというので食堂で話すことはや
めたそうでござります。その後再び今度は電話で
断られた。電話で断られたら何だかさっぱりわから
らないから書類をもらいたいと要求したら、衆議
院でも答弁にありましたとおりの書類をもらつ
た。まるでさっぱり自分としてはわからないん
だ。自分の趣旨としては、先ほど申しました日中共
同声明の精神にのっとって日本の青年たちに中国
を正しく認識してもらうための語学の教授のつも
りであったことをどうしてそうなるのかというよ
うな問題でこの解雇無効、地位保全の訴えをした
ということなんでございます。私はできればこの
梅先生のこういうアルバイトの人を首切るような
やり方で首を切るのではなくて、文部大臣もこれ
をどうにか筑波大学の方へ注意を申し上げるな
り、先ほど弾力的と申しましたのですけれども、
ラム先生に対する弾力的なということを答弁して
いただきたいと思います。

して困った姿になつたというのは先生御指摘のとおりであります。弾力的という問題なんですが、ところが梅先生、実は日本人でいらっしゃるということもその経過において非常によくわかりました。そこで筑波の方がいまのような姿になりまして、これは実は外人教師としてお雇いしていたんですね。梅先生は日本人教師でいらっしゃった。この任用規定などについては必要がございましたから申し上げますが、日本人の先生でいらっしゃるんですが、しかし中国語はもろん非常にお上手で、それで中国語の教育はお上手でございますから、東京教育大学の方で東京教育大学の大学の自治に基づいて中国語の先生としてお願いできるならばぜひそういう方向で進めていただいたらどうかということが私たちのこの問題に対する一つの態度であつたわけです。で、実は、そういうふうに東京教育大学が勧めたのでござりますけれども、それは先ほど申し上げましたように今度は林穂子ということで教えたくないということになりました。その結果、そういう意味における彈力的なつまり中国語の先生として先生が教え続けるということを私たちも勧めたかったわけでございますが、遺憾ながらそういうふうにいかななかつたという経過がこの三ヶ月間の中につたわけです。

○鈴木美枝子君 電話一本で首切り、後で書類を出したあの前後のところで筑波大学の副学長福田信之さんですか、この方が昭和四十九年三月下旬から、それから四月まで中国を訪問していますね。そしてまた、四十九年七月から、それから四ヶ月たましてから第二回国際學術セミで台湾——中華民国という言葉を使ってるんですけども、台湾へ日本側団長としていらっしゃつてますね。きょうで筑波大学がでから二年半でございますけれども、これ四十九年ですから一年たつて中国を訪問、理工系の大学関係者六名、そして中曾根さんがその当時ですからあつせんして、そして中国を訪問している。その訪問地の中に、これは産経新聞が発行している「正論」という雑

読ござりますけれども、四十九年七月に寄稿して、その人が書いていらっしゃるんです。「われわれに見せられた中国の一面は巨大な虚構であり、演出のうまさは史上最大の劇作ということになるだらう」、こういう文章の——文章ぢやなくて、こういう文章を持った内容のところの方の中で、やはり電話一本で断るということはこの感覚から出てきているんじゃないかというふうに思うのですけれども、そして追って七月の二十二日、日本側團長として二十二名の教授と台北で行われた國際學術セミへ行って、そのときに発言している言葉はこうでござりますよ。これは「中華週報」に報ぜられている言葉です。「共產党は政權を握つて以降、世界各地で恐怖と動乱を製造し人類に種々の悲劇をつくりあげてきた。アジア人は親善の哲学思想によつて共產禍に対抗しなければならない。」、「中華週報」でござりますから、これは行わされた場所は台北ですね、その「週報」に報ぜられていらっしゃる言葉でございます。

「華民国と韓國の学者二十五名が筑波大学を見学した。」
「国際会議上教育に関する問題を討議する際、従来と異なる新しいタイプの大学として筑波大学は各国の学者から注目されていた。学者一行は午前十時十六分土浦駅に到着、このたびの国際会議で日本側代表として演説を行った筑波大教授が大学を案内して、そうして「宇宙センターなどを見学」して回った。掲載された新聞が「全国学生原理研究会新聞局発行『世界学生新聞』七年十二月二十五日号より原文のママ」と、こう出ているわけでございます。

先ほど申しました筑波大学の学長と同じように副学長という力を持った人、その福田さんがこの「アジアの明日を開く」という、まあ私の見方からすると、台湾、韓国、日本というそういう会議を台湾で持つた。そして、そこには旗を立てた。そして、二つの中国だというようなことをするということは、学者としても、教師としても、大学の責任者としてもどうなのだろうという思いの方、どうなのだろうじやなくて、間違っているんじやないか、こう思われるを得ないのは、日中國交回復後のいま問題の中にある国立大学である筑波大学、その責任者である副学長の行為として私はそういう思うのでござります。文部大臣はそのことを御存じだらうと思うんですけども、文部大臣としては、どういうふうにお考えでございましょうか。

○國務大臣(永井道雄君) 先ほど申し上げましたように、わが国的基本的な方針は、日本と中華人民共和国との間に国交正常化の共同声明ができました。その共同声明の趣旨に基づきまして共同声明の趣旨を重んじ、そうして国交の一層の友好関係を進めていくという点にあるわけでございます。したがいまして、その政府の一環でございます文部省の立場も、これと変わるものではございません。当然に、わが国と中国との友好関係を促進していくという政府の立場を文部省もとつてお

ただいま福田副学長についての御指摘の点について二点だけ申し上げますと、学長と同じ権限をおつしやいましたが、まず学長と副学長とに権限の相違がございます。これについて必要がございましたら政府委員の方から御説明申し上げます。なお、また、大学における教授方の思想あるいは研究上の自由というものがあり、その内容に立ち入りまして文部省はとやかく言うということは文部省としてすべきことではなく、文部省は、その問題は非常に重要な学問、思想、そうした事柄と大学の自治の原則にかかわっておりますから、それに対しては、わが国の憲法、教育基本法の原則に基づきまして先生方のお考えの内容に立ち入るべきではないという、そういう立場をとつております。

筑波大学ができたてのときには、先生が集まらなかったような問題もあったでしょう、そのときに牛島先生を通じて再三申し込んだ。そういう、何か、日中共同声明の骨子が一人ずつの国民の中に、いま私たちは自由國の人間でござりますけれども、その中に、自由國の中になど受けとめてどう生きているかというのが問題だと思うのです。すぐには違うよというのではなくて、子々孫々は間違いなく違わないのでから、違わない問題を高い次元でとらえていくのは必要なことだと私は思っています。それを、都合のいいときは學問と思想の自由、そしてまた、都合が悪くなると、梅さんは日本人だと、こういう言い方では日中共同声明の骨子の四である、中国は対日戦争賠償の請求放棄を宣言した中での「子々孫々」の問題ということにはならないのじやないかと私は思います。それでも時間がございませんけれども、その点について、私は永井文部大臣から、いま言った私の言葉に対してお伺いしたいのです。

訴訟、そうしたことが起こっているということはこれまでまことに遺憾でありますから、これはもちろん、この先生が子々孫々に及ぶまで友好を進めていくために中国語を教えていきたいという御趣旨だと、そういうことでございますから、これはせめて東京教育大学でぜひそれを達成する方向といいうものができないものかというふうに考えたわけなんでござりますが、先ほどから御説明した事情、これはまた、先生にも御理解いただけるはずでござりますけれども、なかなか複雑な側面がありまして、日本人としては教えないといいうような事柄も含まれているかと思いますが、先生の方は御辞退なさったようでございます。そこで今日に至つては、この種の問題があつて、それが日本と中国との国交の促進といいうものを阻害するというようなことになりますのはまことにわれわれの本旨に反することでありますから、私たちとしては、これは先生と大学との話し合いがつきまして、そして中国語をお教いただくといふことができれば非常に望ましいとこう考えております。

○鈴木美枝子君 いま文部大臣にお願いしておきたいのですけれども、梅先生は筑波大解雇無効、地位保全の訴えはしておりますけれども、筑波大学へもう一回戻りたいとおっしゃっているのですから、そのところについてよく考えていただきたいと思います。戻りたいと言つていらっしゃいます。文部大臣はそのことについてお知りになりませんでしたかしら。戻りたいと、こうおっしゃつてある点について、文部大臣は筑波大学の当事者の方たちにお話しいただけますでしょうか。

○説明員(松浦泰次郎君) ただいまの先生の御質

問の点の、梅先生のお気持ちでございますが、先ほど大学局長からお話をございました仮処分の申

請も筑波大学の外国人教師としての地位を認めよ

うような内容でござりますし、本訴もそのよ

うなことで出でるよう新聞報道されておりま

す。その辺にもあらわれておるんじやないかと思

う次第でござります。

○矢原秀男君 私、二点だけ質問をしたいと思います。

まず一点は、学校給食の問題でございます。

私たちを取り巻いております食生活の環境とい

うものを見ておりましても、非常に危険な薬づけ

薬産物から人体の安全をどう守るのか、こういう

問題が取りざたをされているわけでございます。

おきたいんですけれど、これと絡んで前後して起

きた梅先生の解雇、首切りの問題でござりますけ

れども、福田副学長さんに二つの中国というよう

思想の自由という言葉の中ではさらない方がい

るんじゃないかといふことを学問

な日中国交回復の骨子を曲げるようなことを

おもに申上げるべきだと私は思います。これ

は福田副学長さんの発言でござりますが、中国へ

行つたときの虚構的な物の見方と同じような発言

がここにもございます。筑波大学に対してですけ

れども、「組織上からいえば、管理運営と研究・教

育を二元的に置き、さらに研究と教育を二元的に

置いてある」ということでしょう。従来の大学は講

座制ですべてをやつたが、その方式を廃し

て、全學に共通する問題はトップ・マネジメント」

とそれぞれ研究審議会・教育審議会でといった機関

を設けてやります。たとえば、従来の大学では直

接講座制に予算がくる。筑波ではトップ・マネジ

メントで配分を決め」でいくんです。こういう学

問をする場所の国立大学のトップ・マネジメン

トつまり下から、なるほどやつぱり教授会・学

生自治会が廃止された言葉だと思いますね、トッ

プ・マネージメント。そして中国に対しての物の

見方、大きな虚構だといふこの見方。そして、

そういう考え方で電話一本で教師を首にするとい

う、関連した内部の事情が私はあるんじやない

か。その点について、私はやっぱり国立大学と文

部大臣の関係において一回よく話し合つていただ

きました。

○矢原秀男君 私、二点だけ質問をしたいと思

います。これは日本人としてお願い

ます。

○鈴木美枝子君 もうあと一問だけござります。

臣にお伺いをしたいと思います。端的に申し上げ

まして、こういう総添加剤の食品関係の中で御父

兄の方が一番心配をされていらっしゃいますね

学校の給食、そういう中で給食の総点検といふも

のが今後されなくては私はならないと思うわけ

であります。

○説明員(松浦泰次郎君) ただいまの先生の御質

問の点について、私はやっぱり国立大学と文

部大臣の関係において一回よく話し合つていただ

きました。

○矢原秀男君 私、二点だけ質問をしたいと思

います。これは日本人としてお願い

ます。

○鈴木美枝子君 もうあと一問だけござります。

臣にお伺いをしたいと思います。端的に申し上げ

まして、こういう総添加剤の食品関係の中で御父

兄の方が一番心配をされていらっしゃいますね

学校の給食、そういう中で給食の総点検といふも

のが今後されなくては私はならないと思うわけ

であります。

○説明員(松浦泰次郎君) ただいまの先生の御質

問の点について、私はやっぱり国立大学と文

部大臣の関係において一回よく話し合つていただ

きました。

○矢原秀男君 私、二点だけ質問をしたいと思

います。これは日本人としてお願い

ます。

○鈴木美枝子君 もうあと一問だけござります。

臣にお伺いをしたいと思います。端的に申し上げ

まして、こういう総添加剤の食品関係の中で御父

兄の方が一番心配をされていらっしゃいますね

学校の給食、そういう中で給食の総点検といふも

のが今後されなくては私はならないと思うわけ

であります。

○説明員(松浦泰次郎君) ただいまの先生の御質

問の点について、私はやっぱり国立大学と文

部大臣の関係において一回よく話し合つていただ

きました。

○矢原秀男君 私、二点だけ質問をしたいと思

います。これは日本人としてお願い

ます。

○鈴木美枝子君 もうあと一問だけござります。

臣にお伺いをしたいと思います。端的に申し上げ

まして、こういう総添加剤の食品関係の中で御父

兄の方が一番心配をされていらっしゃいますね

学校の給食、そういう中で給食の総点検といふも

のが今後されなくては私はならないと思うわけ

であります。

○説明員(松浦泰次郎君) ただいまの先生の御質

問の点について、私はやっぱり国立大学と文

部大臣の関係において一回よく話し合つていただ

きました。

○矢原秀男君 私、二点だけ質問をしたいと思

います。これは日本人としてお願い

ます。

○鈴木美枝子君 もうあと一問だけござります。

臣にお伺いをしたいと思います。端的に申し上げ

まして、こういう総添加剤の食品関係の中で御父

兄の方が一番心配をされていらっしゃいますね

学校の給食、そういう中で給食の総点検といふも

のが今後されなくては私はならないと思うわけ

であります。

○説明員(松浦泰次郎君) ただいまの先生の御質

問の点について、私はやっぱり国立大学と文

部大臣の関係において一回よく話し合つていただ

きました。

○矢原秀男君 私、二点だけ質問をしたいと思

います。これは日本人としてお願い

ます。

○鈴木美枝子君 もうあと一問だけござります。

臣にお伺いをしたいと思います。端的に申し上げ

まして、こういう総添加剤の食品関係の中で御父

兄の方が一番心配をされていらっしゃいますね

学校の給食、そういう中で給食の総点検といふも

のが今後されなくては私はならないと思うわけ

であります。

○説明員(松浦泰次郎君) ただいまの先生の御質

問の点について、私はやっぱり国立大学と文

部大臣の関係において一回よく話し合つていただ

きました。

○矢原秀男君 私、二点だけ質問をしたいと思

います。これは日本人としてお願い

ます。

○鈴木美枝子君 もうあと一問だけござります。

臣にお伺いをしたいと思います。端的に申し上げ

まして、こういう総添加剤の食品関係の中で御父

兄の方が一番心配をされていらっしゃいますね

学校の給食、そういう中で給食の総点検といふも

のが今後されなくては私はならないと思うわけ

であります。

○説明員(松浦泰次郎君) ただいまの先生の御質

問の点について、私はやっぱり国立大学と文

部大臣の関係において一回よく話し合つていただ

きました。

○矢原秀男君 私、二点だけ質問をしたいと思

います。これは日本人としてお願い

ます。

○鈴木美枝子君 もうあと一問だけござります。

臣にお伺いをしたいと思います。端的に申し上げ

まして、こういう総添加剤の食品関係の中で御父

兄の方が一番心配をされていらっしゃいますね

学校の給食、そういう中で給食の総点検といふも

のが今後されなくては私はならないと思うわけ

であります。

○説明員(松浦泰次郎君) ただいまの先生の御質

問の点について、私はやっぱり国立大学と文

部大臣の関係において一回よく話し合つていただ

きました。

○矢原秀男君 私、二点だけ質問をしたいと思

います。これは日本人としてお願い

ます。

○鈴木美枝子君 もうあと一問だけござります。

臣にお伺いをしたいと思います。端的に申し上げ

まして、こういう総添加剤の食品関係の中で御父

兄の方が一番心配をされていらっしゃいますね

学校の給食、そういう中で給食の総点検といふも

のが今後されなくては私はならないと思うわけ

であります。

○説明員(松浦泰次郎君) ただいまの先生の御質

問の点について、私はやっぱり国立大学と文

部大臣の関係において一回よく話し合つていただ

きました。

○矢原秀男君 私、二点だけ質問をしたいと思

います。これは日本人としてお願い

ます。

○鈴木美枝子君 もうあと一問だけござります。

臣にお伺いをしたいと思います。端的に申し上げ

まして、こういう総添加剤の食品関係の中で御父

兄の方が一番心配をされていらっしゃいますね

学校の給食、そういう中で給食の総点検といふも

のが今後されなくては私はならないと思うわけ

であります。

○説明員(松浦泰次郎君) ただいまの先生の御質

問の点について、私はやっぱり国立大学と文

部大臣の関係において一回よく話し合つていただ

きました。

○矢原秀男君 私、二点だけ質問をしたいと思

います。これは日本人としてお願い

ます。

○鈴木美枝子君 もうあと一問だけござります。

臣にお伺いをしたいと思います。端的に申し上げ

まして、こういう総添加剤の食品関係の中で御父

兄の方が一番心配をされていらっしゃいますね

学校の給食、そういう中で給食の総点検といふも

のが今後されなくては私はならないと思うわけ

であります。

○説明員(松浦泰次郎君) ただいまの先生の御質

問の点について、私はやっぱり国立大学と文

部大臣の関係において一回よく話し合つていただ

きました。

○矢原秀男君 私、二点だけ質問をしたいと思

います。これは日本人としてお願い

ます。

○鈴木美枝子君 もうあと一問だけござります。

臣にお伺いをしたいと思います。端的に申し上げ

まして、こういう総添加剤の食品関係の中で御父

兄の方が一番心配をされていらっしゃいますね

学校の給食、そういう中で給食の総点検といふも

のが今後されなくては私はならないと思うわけ

であります。

○説明員(松浦泰次郎君) ただいまの先生の御質

問の点について、私はやっぱり国立大学と文

部大臣の関係において一回よく話し合つていただ

きました。

○矢原秀男君 私、二点だけ質問をしたいと思

います。これは日本人としてお願い

ます。

○鈴木美枝子君 もうあと一問だけござります。

臣にお伺いをしたいと思います。端的に申し上げ

まして、こういう総添加剤の食品関係の中で御父

兄の方が一番心配をされていらっしゃいますね

学校の給食、そういう中で給食の総点検といふも

のが今後されなくては私はならないと思うわけ

であります。

○説明員(松浦泰次郎君) ただいまの先生の御質

問の点について、私はやっぱり国立大学と文

部大臣の関係において一回よく話し合つていただ

きました。

○矢原秀男君 私、二点だけ質問をしたいと思

います。これは日本人としてお願い

ます。

○鈴木美枝子君 もうあと一問だけござります。

臣にお伺いをしたいと思います。端的に申し上げ

まして、こういう総添加剤の食品関係の中で御父

兄の方が一番心配をされていらっしゃいますね

学校の給食、そういう中で給食の総点検といふも

のが今後されなくては私はならないと思うわけ

であります。

○説明員(松浦泰次郎君) ただいまの先生の御質

</div

ございます。この点について、文部大臣の基本的な確固たる姿勢をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(永井道雄君) ただいま先生の御指摘になりました問題は、さわめて重要であります。これは繰り返すことになりますけれども、食品環境の悪化という問題は、これは昭和三十五年前後から非常に、もちろん学校給食だけでなく、一般に強くなつてまいつた問題であります。

そこで、この問題というものに真剣に対処しなければいけないということをございますが、私たちが考えておりますのは、いわば四つぐらいの原則といふうに申し上げてよろしいかと思いま研究をいたしまして勧告をいたしておりますから、この原則といふものを私は十分尊重していくということをございます。

第一番目は、文部省の中にも保健体育審議会がござりますから、そこで審議会におきまして十分に各種の食糧環境の問題を研究していく。これは当然厚生省とも十二分に連絡をとるようにいたしまして、十分な調査に基づいて改善の方向を目指す。

第三番目の原則というのは、そういうふうにいろいろの食品環境の悪化というものがあり、事実上改善されていきます間に、相当問題が複雑でありますから、人々の理解が得にくく、という問題がございます。そこで教育委員会を通しまして、各学校でできる限り御父兄に対し説明を行つていますから、これが第三番目の原則でございます。

第四番目の原則は、この種の問題と/or>の問題ではありますから、個別的にどの種の食品のどれが問題であるのか、これは先ほどの国際機構あるいは厚生省における調査、それからまた私たちにかかる各種の調査、こういったものが連携をいたしまして十分分析的個別的に進めていく。

そういういま申し上げました四つの原則、これが私たちがこの問題に対してとつております基本的な立場でございます。

○矢原秀男君 では当局に具体的に、いま文部大臣の基本姿勢、取り組みの立場もお聞きいたしましたので、具体的な一つ一つについてお伺いをしたいと思います。

まず一つは、給食用の洗剤、これについては非常に禁止をして欲しい、こういうふうな声が出ております。そうしていろいろな学者の御意見を伺いましても、合成洗剤の毒性というものが打ち出されています。たとえば奇形児が生まれる危険性がある。これは三重大学の三上教授の動物実験です。二番目には複合汚染、A-B-S-P-L-A-S-C-Bでネズミの睾丸が小さくなり、精子をつくる細胞が死ぬ。これは京都大学医学部の糸川氏でございます。三番目には魚の舌の感覚が麻痺する。水産庁の藤谷さんのものであります。四番目には、発がんを助ける——名古屋市立大学高橋、佐藤両教授でございます。五番目には、市販の合成洗剤を使つて実験した結果、使用法どおり薄めた液で一日三回二十分間ずつさらを洗う作業を続けたところ、早い人で一週間、脂肪分の多い若い学生でも十日から十五日で指紋が消えていった。前記三上教授のもう一つの実験例等もございます。私がございました和歌山県の竜神村におきます尿のテストの問題などにつきましても、村の教育長を通しまして、学校から御父兄に、要するに、情報の徹底化を図りまして不安を除いていく、これが第三番目の原則でございます。

どうも、一回調査をしていただけないでしょうか」、こういうことで私は私の県の専門家の人に、国じゅうでまだ問題にならない一年前ころでござりますけれども、言つたら、いや大丈夫です、メー^カの言われるとおりでございます、全然毒性ございません。ああ、それは何かの間違いでしょ、そういうふうにして一番健康と生命を守る立場の専門家の非常にまじめな方が、メー^カの言はれたそういうふうなデータ、そうしてその当時は、まだ学者も真剣に検討しておりませんでしたから、そのようにして、私は一蹴された生きるものを持ってゐるわけです。そうして、われわれが心配しているように、お母さんが心配されてしまうような状態が平気で出ている。ところが学校給食においても、私、この問題について、野菜を洗つていらっしゃるのか、食器を洗つていらっしゃるのか、そして文部省は地元の都道府県に対するよう文書による通達を出されたか、その点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(諸沢正道君) 洗剤の使用につきましては、おつしやるよういろいろな事例も私ども聞いておりますので、洗剤の使用につきましては現在のところ通達は出しておりませんけれども、給食所管の課長を集めました全国課長会議の際に、口頭をもつて指導をいたしておるわけございません。指導の内容といたしましては、ただいま御指導がありましたように、野菜とか果物といった直接口にする物につきましては、これは合成洗剤を使つて、注意をして、これを使つていただきたいとやめていただきたいというふうに言つております。そして、食器等を洗います場合には十分分配して、注意をして、これを使つていただきたいとやめなさい、使つてあるところもそれをやめさせておきます。その指導の結果もありまして、現在では果物や野菜等には全く使つてないというところの県も、東京、埼玉、愛知等数県ございまして、なお今後も、こういう趣旨を徹底してまいりたいと思っております。

なお、こういう洗剤を使います結果、汚水処理の問題が一方で出てまいるわけでございますが、それがあるメー^カの洗剤でございますけれども、そちらの洗剤が一方では市販をされているというふうにいたしております。その洗剤をどの程度使つて、どういう洗剤をどの程度使つて、ただいま珍しいなあと思つておられるんですけど、なぜ口頭の指導だけに終わつたんですか。

○政府委員(諸沢正道君) 使用の実態につきまして、どういう洗剤をどの程度使つて、ただいま珍しいなことは、もちろん、われわれ十分に具体的に把握しておるわけではございませんけれども、それらの洗剤が一方では市販をされているというふうな実態もあるわけでございまして、ただいま御指導のように、これをさらに文書等で各県に連絡し指導するということにいたしますとするなら

ば、これはまた、厚生省等の御意見も十分伺いました。して検討してみたいと、かようと思うわけでござります。

○矢原秀男君 じゃ、厚生省答えてください。

○説明員(宮沢香君) お答え申し上げます。

洗剤の、野菜とか食器等洗う、特に野菜でございますが、三十年の初めのころに寄生虫でござりますか、そういった回虫卵を非常に多く落とすというようなことで、厚生省の方でそういう洗浄等についてかつて通知を出したことがあるわけでござりますが、その後三十七年ごろにその洗剤について安全性がいろいろ問題になつたことがござります。そこで当時、いろいろの面から毒性を研究いたしまして、そして食品衛生調査会から通常の使用状態では問題はない、こういう答申をいたしました。しかし、先ほど先生の指摘のように、たとえば奇形性の問題が指摘されるとか、あるいは皮膚の障害が目立つとかいうようなこともございまして、昭和四十七年に食品安全衛生法の改正がございまして、洗剤について規格・基準をつくることができるようになりましたので、四十八年になりまして、私ども十分洗浄効果があるという濃度まで薄めて使うといふやうな、そういう指導をしたわけでございます。同時に、安全性について、もう一度慢性毒性、たとえば先ほどの発がん帮助作用とかいうこともおつしやられましたが、その名古屋の先生方も実験をしていただいておりますが、そういう帮助作用の問題とか、あるいは手荒れの問題であるとか、いろいろの面からもう一度四十八年から試験を実施しておりますが、その結果に基づきましては、この実験結果に基づきまして安全性等について一つの考え方を出したいと、こういう状況でございます。

○矢原秀男君 非常に厚生省もこういう問題については緩いわけなんですがね。添加物の公定書見てみなさい。この添加物は食品にいいんですよと三四品目あって、次の発表までには削除されているんです。研究機関が実際にあるのかないの

か、そうして、それだけの陣容が整つているのかどうか、メーカー一辺倒ではないのかという心配がここに出てくるわけです。こういうふうにして添加物を、これはいいのですよ食品に入れても、

そういうことであれば、厚生省としてこれは問題です。いま不明の病気が、原因のわからない病気が日本じゅうにぱびこっているんです。それは胎児のときに、母体の中にそういういろんな変更できるような添加物を、急性の毒性実験だけで、試験だけでどんどんどんどんこういうふうに添加をしてしましから、許してしまうちからアレルギー性の子供さん出てくる、病状がわからない、医学でもどうしようもない、だれが困っているのか、子供さんを抱えたお母さん方が一番困っている、それに対する真心の政治が後追いをしたってなかなかついていけない状態が、いまあなたの発言を見てわかるわけです。こういう削除品目を見ておりましても、こんな不都合なことじゃもう大変なことがあります。だから給食用洗剤のことについては口頭とかいうことでなしに、文部省からもきちっとした、そういうふうないま相談をするという話があつたわけですから、厚生省としてももきちっとした体制を、せめて通達ぐらいをしてきちつとしていく、そういうようにしていただきたいと思います。

時間がございませんので、次に移りますけれども、それからハムやソーセージというのは無添加に近いものをやっぱり使っていくようになれば、業者を指導すべきだと思うんです、学校給食は。

○説明員(宮沢香君) お答え申し上げます。

私どもは食品添加物につきましては、これは国際機関でございますWHOとかFAOの一つの原則がございますが、消費者に利益するものでなく、ちやならない、そのものが必要でなくちやならない、こういう考え方をとつて、あくまでも消費者は全く無添加の状態にしたらどうかというようなものについて、最小限度に使わせる、これが厚生省の姿勢でございます。

ただいま先生御指摘になつたハム、ソーセージは全く無添加の状態にしたらどうかというようなことでございます。これにつきましても、私どもは、いまの保存の問題であるとか、あるいは他の色素、着色料もどうしても若干必要であるといふ先生の仰せに沿つたことで指導は続けてまいりたいとは思います。それから合成着色料、これは非常に各國たくさんの使つておりますが、これも極力先生の仰せに沿つたことで指導は続けてまいりたいとは思います。

それが、先ほどの安全性の点検の経過におきましても、現在十一種類といふうに、非常に少ないですが、先ほどの安全性の点検の経過におきましても、現在十一種類といふうに、非常に少ない量に制限をしております。

もう一つ、残留する農薬の問題でございます。これもやはり国連機関でございますWHO、FAOが一つの考え方を出しておりますが、私どもはその線に沿いまして、四十二年から食品に残留するいろいろな農薬について、身近な食品からその残存基準を決めておりまして、現在は非常にきちんと進んでおると思っておりまして、昨年の国際会議のときも日本のこの資料が大変参考になつたところです。だから給食用洗剤のことについては口頭とかいうことでなしに、文部省からもきちっとした、そういうふうないま相談をするという話があつたわけですから、厚生省としてももきちっとした体制を、せめて通達ぐらいをしてきちつとしていく、そういうようにしていただきたいと思います。

時間がございませんので、次に移りますけれども、それからハムやソーセージというのは無添加に近いものをやっぱり使っていくようになれば、業者を指導すべきだと思うんです、学校給食は。

○矢原秀男君 では厚生省の意のあるものをそのまま受け付けて見守つていいかと思います。

○説明員(宮沢香君) お答え申し上げます。

時間がございませんので、次に移りますけれども、それからもう一点は、農薬のない野菜というのを、せめて学校給食だけにはそういうことで生産地に対してもつぱり推進をしていかなくちゃいけない。この点について答えてください。

時間がございませんので、次に移りますけれども、先般からパンの中にリジンを入れていく、こういうことを、せめて学校給食だけにはそういうことで、それが、もちろん私は今後とも新しい農薬が出てくるものに対しても、極力安全性の面から農薬の残存基準を厳しく規制していくんだという再確認、文部大臣は、やはり大きな立場から、やはり一応安全性というものを検討していこうという、そういうニニアンスのちょっとした期間と、いうものを発言の中に見出すわけですが、なぜこういう食い違いが出ておるんでしょうか。

○国務大臣(永井道雄君) 実は食い違いはなかつたんでございまして、ちょっとその食い違いのな

で、一生生涯食べるということことで、あくまでも慢性の基盤は慢性毒性ということで、それにはならないを合わせております。その場合、慢性毒性でもって見ますのは、いま先生申し上げられましたような、どこまでやつた場合に最大の安全量があるか、それからどこまで超えたら中毒をするかといふような、その辺の境界を見つけるというのが慢性毒性の目的でございまして、そのためには無作用量と最終の中毒量、確実中毒量という、この三つの量を見るために、まず一遍に与えて急性毒性を見て、それから大体その一割ぐらいが急性に持つていった場合の中毒を起こす量、いかというふうなことで、その慢性毒性に移行するためには急性毒性、亜急性毒性、こういうものが必要だということは慢性学者が申しております。そういうステップでやつておるわけでござります。

それから、急性毒性だけやつて慢性毒性なぜしないかといふのでございますが、実は私どもは食品添加物について、いろいろございますが、特に生体なんかに作用する防腐剤とか殺菌剤とかあるいは色素とか、先ほど先生申されました着色料でございますが、こういった生体に明らかに作用するような、こういうものについての慢性毒性について私どもは鋭意繰り返しその安全性を再評価しておるわけですが、こういったアミノ酸とかビタミンのような天然にあって私どもが日常食品から摂取しておると、こういうふうなものについては、特に学会で指摘されて、問題が提起された、そういうふうな場合以外は評価というものを後の方のスケジュールに置いてある、こういう状況でございます。

○矢原秀男君 いま日本の国で参考にしておりま

本人の中のデータではなしに、アメリカのそういう全般のこれはデータになつていて。これは、アメリカよりもこういう世界の特別専門委員会の報告によつていろいろならつて、いらつしやるんです。が、これのたん白質の六十一ページには、アミノ酸要求バーテンの年齢差によるものなのか、あるいは研究者による実験条件の相違によるもののか、この点については何とも言えないが、とにかく現在の研究情報はまだ十分で、アミノ酸必要量の正確な数値について論ずることはできない。これは三年前のあれだから、一番新しいあれですね。ですから、こういろいろにしてアミノ酸の必要量の正確な数値というものは、学者の中でもまだ課題になつてあるんだ。なぜ日本でそういふようなことを早く決定を出していくのか、そしてまた、これは農林省の家畜衛生試験場のデータによりますと、リジンの危険性というものについて、大量投与の場合にはやはり肝臓が肥えてしまう、肥大をしてしまう、精子が減少する、こういふうな問題が出ているわけなんですね。そうすると、國の方では、いや、そこになるまでは余り多くは投与しませんとか、そういうふうにして、数の少なさというものを訴えていく、そして正当化していく、こういうふうなことのやりくりであります。時間がございませんので、この問題申し上げますけれども、ネズミやウサギとか、そういう動物実験をしていくのか、それともリジンを与えていくために学校の生徒を動物と同じように実験をしたそういう実例はないのか、そういう点、厚生省と文部省、答えてください。

に三千人の方にこういうふうな動物実験と等しいようなものを子供さんにやつて、そうして、その問題の中から安全の数値というものを一つも検討がされてないんですよ。ただ、栄養的にどうのなかということだけである。これは、私はいま一つのデータを持っておりますけれども、これは青森県やそうして高知県のいろんなものに出ておりますけれども、安全性のこと一つもないんです、三十九年ごろから。これは本当にモルモットみたいなものじゃないですか、動物実験。それを未来を背負う日本のこういうかわいい子供さんに対して平気でやつしていく、こういう問題が文部大臣、許されといいんでしょうか。常に食品を食べるときには、子供さんにそういうふうに動物実験のようなことをして、こういうことがあっていいんですか。しかも、現在ならそうだけれども、三十九年前からやっている、二年間も。一番世相から見て、国民の中にそういう添加物に対してまだやかましく言つてない、そういう一番大企業が食糧関係にも乗り出してくれる、お金は自由にある。そういう生産性をどんどんどんどんやついくときに実験をやつている、私は許されないと思います。

添加物としてリジンを使用することが認められていました、それは実験に基づいて。しかしながら、実験に基づいて、それは動物実験等です。人間に用いられる場合に少しでも不安があつたり、あるいはどういうふうな程度の変化が出てくるかという場合に調査というものをを行うわけでございまして、動物実験と同じ意味合いにおいて人体実験を行うということは基本的に許されませんし、これはもう医学的な常識であると考えております。さらにしかし、現段階においてリジンという問題をめぐらしてもう一度考えなければいけないというところでございますから、私たちとしては、厚生省にもお願いして、もちろん今度は人体実験するといふんじやなくて、実験的、科学的な立場から御検討を願うと、こういうことでござります。

した場合に、動物性たん白質の摂取がその当時に
おきましてはなおかなり劣つてゐる、そこで御承
知のように、リジンといふものは魚とか肉のよう
な動物性のたん白質が多く含まれておるけれど
も、穀類には少ないと、いふことは、これは調査の
結果明白になつておつたところでございまして、
また、リジンといふものが必須アミノ酸といわれ
る八種のアミノ酸のうちの一つであり、その八種
のアミノ酸がいづれも一定のちょうどよい割合
のバランスを持って摂取されるところに初めてた
ん白質の吸收とたん白化の良質化ということが可
能になる、これも栄養学上明らかなように私は聞
いておるわけでございますが、そういう見地から
した場合、その当時の子供さん方のたん白質の摂
取においてアミノ酸が欠けるんじやなかろうか、
ところがたまたまリジンが欠けるんじやなかろう
かという判断があり、そしてそのためにはリジン
をひとつ添加したパンを供給することによって積
極的に子供の体位の向上を國ろうと、こういう意
図で、その結果、どのくらいその子供の体位なり
あるいは体力がよくなつたかということをはかるう
いう意味で実験というふうに言つたかと思いま
すが、意図するところはあくまでもそれは、大臣
がおっしゃるように、生体実験というような意味
ではさらさらないのであります、要するに、最初の試
みでござりますから、そういうことでやつてみた、
こういうことだらうと思ひます。

す、いまアストロ中だと。反対の先生もいらっしゃる。賛成の先生もいらっしゃる。ですから、いま厚生省が中心になつて調査をしている。調査をしているということは、これは安全性を確認しているわけです。名古屋大学の先生、京都大学の先生、反対の先生方いらっしゃるので、同じ条件で、同じネットを使って同一条件で安全であるか危険であるかを、毒性があるかどうかを調査している段階、そういう不安定な段階で使用を許可するということは実験です。動物実験です。ですから、現在すでに学校給食の場合の洗剤の使用にしても、あるいはまたこういった安全性が確認されない、明確でない場合に使うことは私は動物実験だと思います。いま学校給食でリジンを使っていることも、安全であるか危険であるかわからない状態で使っているということは、私はこれは実験である、人体実験である、こう思います。

全く許されないことであります。私は過去の日本においてもそういう考え方があったとは思いますが、せんし、それから将来も当然持つべきでないと思います。それは非常に食品環境あるいは他の環境が悪くて不幸にして非常な不幸な病気になられたというようなケースはあるんですが、意図的にそういう動物実験と同じ意味合いにおける実験というものを考へることは断してあり得ざることであり、許すべからざることであると思います。じやなぜ実験という言葉、これは実験なんというけれども、ごらんのとおり、これは学校に実験校なんというのもあるんですが、その場合の実験という言葉、これは人体実験なんという問題は——これはこのときは食品、このリジンにつきましてはリジン強化に関する実験でございます。当時はたん白質がリジンを入れることによっておもしろい供給されるんではなかろうかという意味合いの実験であったわけです。そこで私は、むしろ調査といった方がわかりやすいというふうに申し上げた。この場合、言葉が実験として使われておりますが、決して人体実験的な意味ではない。それは非常に明確にしておくべきことであると考えております。

ざいますが、私は、先般千代田区の三井記念病院で腎炎・ネフローゼで入院をされいらっしゃる子供さんやそうして御父兄の方に会わしていただきました。そしていろんな御要望の問題点が数多きました。そこで、文部大臣にお伺いをするわけでございますが、ネフローゼの子供さんを持つた御父兄の方々が非常にいま思つていらっしゃるのは、原因不明のまま昭和四十二年ごろから幼児、児童、生徒の間に激しく増え続けている腎炎・ネフローゼ、完全な治療法のない現在、病状は悪化しやすく、五年、十年、否一生治らない難病中の難病である。このような死を待つよりほかはない絶望状態に置かれている数万の子供たちの命を守るために、さやかであるけれども小児腎センターを設立して、原因の究明と治療法の開発を一日も早くしてほしい、このようにも願つていらっしゃいます。また、長期療養のお子さんを抱えて、完全な治療の見通しのないお母さんやお父さんの悩みは極限に達しているわけでございます。そういう中で、難病の子供さんを看護する親の精神的な苦惱に加えて、こういインフレの中で経済的な負担はこの子を持つ親以外には想像も及ばない悲惨な現状であることを訴えられております。この苦境を救うためにも、入院、通院を問わず、治療費教育費を全額公費負担されるよう訴えるものであると主張されております。また、発病年齢についても、小さな子供さんに最も多く、次に小、中、高校の順になつて、したがつて、学齢期間中の義務教育さえ受けられず、病院で、家庭で、不安と焦慮の暗い毎日を送っている現状、まことに言語に絶するものがある。人間形成の重要な時期に病気_ADDRESS

ちかつ精神力を身につけさせたためにも、義務教育はもちろん、高校教育も含めて公教育を受けられるよう強く要望するものであると血のような叫びをされておられるわけでございます。

私は、いまこういう方々の声を代弁させていただきましたけれども、永井文部大臣にお伺いいたしましたことは、難病中の難病と言われます腎炎・ネフローゼ児のお子さんを抱えていらっしゃいます。そういう方々の立場に立ち、また、日本の為政者としてこの救済に対しても基本的な姿勢をまずお伺いしたいと思います。

○國務大臣(永井道雄君) この腎不全の問題でございますが、先生御指摘のとおり、非常に

こう最近多數子供さんの中にこの病気につかっておられる人が出でてきているという問題がありまし

て、非常に深刻なことです。なぜ深刻であるかと

いうと、療養に非常に長期を要しますし、また、

療養費も高くつくということがあります。そこで、何とかして、この問題というものに取り組ん

でいかなければいけない。厚生省と文部省とで当然協力していくべき問題でございますが、また、

事実そうしているわけでございますが、現在、大

体、厚生省の統計ですと、全国に一万人程度とい

うふうに言われております。文部省が始めており

ますことは、これは先生御案内のとおり、昭和四

十九年度から健康診断に尿の検査を加えたわけです。

それは早期発見といふのをねらったわけです。

で、早期発見によつて幾分かでも治療期間を短か

くするとか、あるいはそういうふうな形で早く健

康を回復する方向を求めていく。その結果、数字

結果、今度は腎臓疾患があるかどうかということ

になりますと、このペーセンテージが減りまし

て、これ十分の二分の一は二十分の一になります。

小学校ですと〇・一一%、中学校で〇・一%であります。

原因究明にまず力を注いでいかなくちゃいけない

文部省がこの問題に対してやつておりますことを最初に申し上げて、後は厚生省の方から少し詳しく述べてお話をあると思います。文部省の方では病弱養護学校あるいは病院内特殊学級というようなことをされたいことは、難病中の難病と言われます腎炎・ネフローゼ児のお子さんを抱えていらっしゃいます。

私は、いまこういう方々の声を代弁させていた

だきましたけれども、永井文部大臣にお伺いいた

ましたことは、難病中の難病と言われます腎炎・

ネフローゼ児のお子さんを抱えていらっしゃいま

す。そういう方々の立場に立ち、また、日本の為政

者としてこの救済に対しての基本的な姿勢をまず

お伺いしたいと思います。

○國務大臣(永井道雄君) この腎不全の問題でござりますが、先生御指摘のとおり、非常に

こう最近多數子供さんの中にこの病気につかっておられる人が出でてきているという問題がありまし

て、非常に深刻なことです。なぜ深刻であるかと

いうと、療養に非常に長期を要しますし、また、

療養費も高くつくということがあります。そこで、何とかして、この問題というものに取り組ん

でいかなければいけない。厚生省と文部省とで当然協力していくべき問題でございますが、また、

事実そうしているわけでござりますが、現在、大

体、厚生省の統計ですと、全国に一万人程度とい

うふうに言われております。文部省が始めており

ますことは、これは先生御案内のとおり、昭和四

十九年度から健康診断に尿の検査を加えたわけです。

それは早期発見といふのをねらったわけです。

で、早期発見によつて幾分かでも治療期間を短か

くするとか、あるいはそういうふうな形で早く健

康を回復する方向を求めていく。その結果、数字

結果、今度は腎臓疾患があるかどうかということ

になりますと、このペーセンテージが減りまし

て、これ十分の二分の一は二十分の一になります。

小学校ですと〇・一一%、中学校で〇・一%であります。

原因究明にまず力を注いでいかなくちゃいけない

と思います。これもなかなかむずかしい問題でござります。

ざいまして、全国の大学の先生方あるいは病院の先生方の協力を得まして、昭和四十六年から研究

をやっているわけでござりますが、なかなか原因

究明というものは一朝一夕に解明できないというの

が現状で、今後とも研究費をふやすことによつて

解明を続けていかなくちゃいけないと思います。

それからまた、次に大事なことは早期発見であ

るうかと思います。早い時期に発見して早く治療

するというと、病気は早期発見、早期治療という

ことが一番治療もしやすいわけで、そういうたこ

とから、まあ私たちの早期発見に対します年齢的

な区分といふのは、未就学児、ゼロ歳から六歳未

満になつておりますが、特に三歳児健診という制

度が保健所で全国的にやつておりますが、三歳児

七百九十一名に当たるであろうと、したがつて、

全體ではゼロ歳から十五歳までは一万三千五百名

いしは一万六千名の見当になるんじやなかろうか

でも大体八〇%から九五%ぐらいがこの一万二千

九百五十の病院でやつたために、全部の全

国に入通院の患者じやこれはございませんで、若

干漏れがござります。これはその調査委員会の方

が一千二千七百九十一名と出ております。これ

は慢性腎疾患全部でござります。ただ、特定の重

病院ではござりますけれども、特定のそ

ういった九百五十の病院でやつたために、全部の全

国に入通院の患者じやこれはございませんで、若

干漏れがござります。これはその調査委員会の方

が一千二千七百九十一名と出ております

るのです。そうすると武井先生が来てくれるのであります。こういうふうに子供さんの期待と希望というものが目に見えるようございます。

そこで私がまず申し上げたいのは、「東京腎炎・ネフローゼ児を守る会」のお母さんやお父さん方が教育問題にしばつてアンケートをとられております。まだ集計中だと伺いましたが、まとまりましたものだけ私も見させていただきまして、本当にうつかりしていた、私たちの問題点というものがよくわかつてよかつたなと思つたわけでござりますが、先ほど文部大臣から養護学校の義務化の問題を御報告をいたしましたが、二三十名の会員の方々がアンケートを集められた中で、養護学校希望者七十八名中一名という結果が出てゐるのです。文部大臣、私も養護学校ができるべくすべてがうまくいくものだと思っていたので、それでも、これでお父さんやお母さんにお伺をしておりましたと、病院の専門的なお医者さんとずっととかかれた関係というものが離れてしまうと養護学校の体制では外形がわからぬ、そういうふうなことで、またまた病気が再発をして、死のコースへ走ってしまう、こういうデータが非常に多く出ていることを、私はこれは御父兄の方の本当の偽らざる気持ちであり、私たちが養護学校ができれば肾・ネフローゼの子供さんたちもみんな解決するなと思っておりましたことがやはり非常に浅い考え方であったという反省もしたわけでござります。

そこで、御父兄の方が千代田区にある三井記念病院の中に学級をつくつてほしいという御要望が御父兄の方々から千代田区に、東京都に訴えられております。私は文部省として、まあいま国会でござりますので、実現まで御父兄の立場に立つたパートナーの役割りとして厳肅な立場の中でやはり早く御要望にこたえていただきたい。そういう立場で質問をするわけでございますけれども、この点について先般もお願いをしたわけですが、ますけれども、どういきょう現在手順になつておるでしょうか。

○政府委員(安島彌君) ただいまのお尋ねでござりますが、先ほども御指摘がございましたように、武藏野の日赤病院におましましては、武藏野市の中学校あるいは中学校の特殊学級が病院の中に設けられておりまして、比較的行き届いた教育が行われておるわけでございますが、東京都の他の病院におきましても、たとえば、国立の療養所の中野病院でございますとか、清瀬の小児病院でございますとか、国立の村山療養所でございますとか、こういった病院あるいは療養所におきましても、武藏野の日赤病院と同じように、地元の学校特殊学級が設置されまして、しかるべき教育が行なわれておるわけでございます。しかしながら、東京都に限つて申しましても、都内のすべての病院に入院している児童・生徒についてこのような教育が行われているかといふと、必ずしもそういう状況ではございません。御指摘のような点をございまして、東京都に指導をいたしまして、こゝに考へておられます。都といたしましても、何うかの方法を検討し、努力したいといふことでござりますので、国としても検討をいたしたいといふうに考へております。都といたしましても、何うかの方法を検討し、努力したいといふことでござりますので、國としても、できるだけの援助なり指導なりをしてまいりたいというのが私どもの考え方でござります。

○矢原秀男君 担当課長、簡単にお答えください。

○説明員(国松治男君) 先生からお話をありましたが、私もきょう東京都へ連絡をとりますと、局長と課長からも、非常に前向きでいろんな相談があつたといつて非常に喜んでおりました。

そこで、再確認の意味で東京都と確認をいたしましたことは、十六日現在においての東京都の三井記念病院院内に学級を設ける見解についての中間報告でござりますけれども、教育委員会の方では、都には養護学校がいま東久留米と沼津の方にあります、そういう中で千代田区にある三井記念病院を都の養護学校の分教室にすることに対する支障がない、医療と教育は全く別にして、今までどおり腎・ネフローゼの医者の担当をそのまま受け取ることができます、養護学校の分教室に入つても腎炎・ネフローゼ児が健康を回復し、いままで通学されてきたところへ復帰することも大丈夫です。三井記念病院に入院されている腎炎・ネフローゼ児は他区、他県からかなり来おられるようですが、都の養護学校分教室に席を置く場合、両親一家とも都に籍を置かなくてもよろしい、と言つております。区域外就学という条件で学童見

どこかに一ヵ所ばかりと養護学校をつくるとおれば、それでよろしいというふうには考えておりませんで、むしろ、子供のおりますところに養護学校をきめ細かく分校なり分教室なりというふうな形で、やっていく、そういうふうなことをやりますことによりまして教育の機会が十分に行き渡るというふうなことで考へていかなければいけないんじやないか。あるいは訪問指導というふうなものもございまして、そういうふうなものでも考へていかなければならぬんじやないかというふうなことで指導をいたしております。そういう考え方を取り込んで、どこのどういう地区でどういう形をとざいますし、そういうふうなものでも考へていかなければならぬんじやないかといふうなことで指導をいたしております。そういう考え方を取り込んで、どこのどういう地区でどういう形をとざいますし、そういうふうなものでも考へていかなければならぬんじやないかといふうなことで指導をいたしております。そういう考え方を取り込んで、どこのどういう地区でどういう形をとざいますし、そういうふうなものでも考へていかなければならぬんじやないかといふうなことで指導をいたしております。そういう考え方を取り込んで、どこのどういう地区でどういう形をとざいますし、そういうふうなものでも考へていかなければならぬんじやないかといふうなことで指導をいたしております。そういう考え方を取り込んで、どこのどういう地区でどういう形をとざいますし、そういうふうなものでも考へていかなければならぬんじやないかといふうなことで指導をいたしております。そういう考え方を取り込んで、どこのどういう地区でどういう形をとざいますし、そういうふうなものでも考へていかなければならぬんじやないかといふうなことで指導をいたしております。そういう考え方を取り込んで、どこのどういう地区でどういう形をとざいますし、そういうふうなものでも考へていかなければならぬんじやないかといふうなことで指導をいたしております。そういう考え方を取り込んで、どこのどういう地区でどういう形をとざいますし、そういうふうなものでも考へていかなければならぬんじやないかといふうなことで指導をいたしております。そういう考え方を取り込んで、どこのどういう地区でどういう形をとざいますし、そういうふうなものでも考へていかなければならぬんじやないかといふうなことで指導をいたしております。そういう考え方を取り込んで、どこのどういう地区でどういう形をとざいますし、そういうふうなものでも考へていかなければならぬんじやないかといふうなことで指導をいたしております。そういう考え方を取り込んで、どこのどういう地区でどういう形をとざいますし、そういうふうなものでも考へていかなければならぬんじやないかといふうなことで指導をいたしております。そういう考え方を取り込んで、どこのどういう地区でどういう形をとざいますし、そういうふうなものでも考へていかなければならぬんじやないかといふうなことで指導をいたしております。そういう考え方を取り込んで、どこのどういう地区でどういう形をとざいますし、そういうふうなものでも考へていかなければならぬんじやないかといふうなことで指導をいたしております。そういう考え方を取り込んで、どこのどういう地区でどういう形をとざいますし、そういうふうなものでも考へていかなければならぬんじやないかといふうなことで指導をいたしております。そういう考え方を取り込んで、どこのどういう地区でどういう形をとざいますし、そういうふうなものでも考へていかなければならぬんじやないかといふうなことで指導をいたしております。そういう考え方を取り込んで、どこのどういう地区でどういう形をとざいますし、そういうふうなものでも考へていかなければならぬんじやないかといふうなことで指導をいたしております。そういう考え方を取り込んで、どこのどういう地区でどういう形をとざいますし、そういうふうなものでも考へていかなければならぬんじやないかといふうなことで指導をいたしております。そういう考え方を取り込んで、どこのどういう地区でどういう形をとざいますし、そういうふうなものでも考へていかなければならぬんじやないかといふうなことで指導をいたしております。そういう考え方を取り込んで、どこのどういう地区でどういう形をとざいますし、そういうふうなものでも考へていかなければならぬんじやないかといふうなことで指導をいたしております。そういう考え方を取り込んで、どこのどういう地区でどういう形をとざいますし、そういうふうなものでも考へていかなければならぬんじやないかといふうなことで指導をいたしております。そういう考え方を取り込んで、どこのどういう地区でどういう形をとざいますし、そういうふうなものでも考へていかなければならぬんじやないかといふうなことで指導をいたしております。そういう考え方を取り込んで、どこのどういう地区でどういう形をとざいますし、そういうふうなものでも考へていかなければならぬんじやないかといふうなことで指導をいたしております。そういう考え方を取り込んで、どこのどういう地区でどういう形をとざいますし、そういうふうなものでも考へていかなければならぬんじやないかといふうなことで指導をいたしております。そういう考え方を取り込んで、どこのどういう地区でどういう形をとざいますし、そういうふうなものでも考へていかなければならぬんじやないかといふうなことで指導をいたしております。そういう考え方を取り込んで、どこのどういう地区でどういう形をとざいますし、そういうふうなものでも考へていかなければならぬんじやないかといふうなことで指導をいたしております。そういう考え方を取り込んで、どこのどういう地区でどういう形をとざいますし、そういうふうなものでも考へていかなければならぬんじやないかといふうなことで指導をいたしております。そういう考え方を取り込んで、どこのどういう地区でどういう形をとざいますし、そういうふうなものでも考へていかなければならぬんじやないかといふうなことで指導をいたしております。そういう考え方を取り込んで、どこのどういう地区でどういう形をとざいますし、そういうふうなものでも考へていかなければならぬんじやないかといふうなことで指導をいたしております。そういう考え方を取り込んで、どこのどういう地区でどういう形をとざいますし、そういうふうなものでも考へていかなければならぬんじやないかといふうなことで指導をいたしております。そういう考え方を取り込んで、どこのどういう地区でどういう形をとざいますし、そういうふうなものでも考へていかなければならぬんじやないかといふうなことで指導をいたしております。そういう考え方を取り込んで、どこのどういう地区でどういう形をとざいますし、そういうふうなものでも考へていかなければならぬんじやないかといふうなことで指導をいたしております。そういう考え方を取り込んで、どこのどういう地区でどういう形をとざいますし、そういうふうなものでも考へていかなければならぬんじやないかといふうなことで指導をいたおります。

私もこれを伺いながら、やつとここまできたなと思いました。これはひとえに御父兄の方々だけが献身的に努力をされたたまものであつて、いま局長も課長も東京都ともいろいろな連携をとつておりますということで父兄は喜んでおります。ど

うか局長にお願いしたいのですが、文部省の立場で都や全県に対するいろいろなやりとりを同じような形というものが、文部省の御協力をおりますということで、國としても、どういうことで実施の方向にいきたいとの姿勢、というような報告がありました。

一ル、日程の中でも、ぶらりと本当に拘束されない中で、一御父兄の立場の中でこういうお父さんやお母さん方と腹を割って本当にお話ををしていただく機会というものをつくつてほしい、こういう声でございましたので、そのまま文部大臣に質問として私、するわけでございますが、それだけ答えをいただきまして、私の質問を終わりたいと思ってます。

○國務大臣(永井道雄君) ただいま先生の最後に申されましたことはまことに当然のこととございましてから、私としてできるだけの努力をいたしたいと思っております。

○委員長(内藤善三郎君) 本件に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。

本日は、これにて散会いたします。

午後五時十二分散会

この請願の趣旨は、第五六六号と同じである。

第五九八二号 昭和五十年六月五日受理
司書教諭の即時発令、学校司書制度の法制化等に
関する請願

請願者 兵庫県宝塚市千種一ノ一ノ三一
池田早苗外十名

紹介議員 中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第五六六号と同じである。

第六五九二五号 昭和五十年六月三日受理

司書教諭の即時発令、学校司書制度の法制化等に関する請願(第五九二五号)(第五九二一
六号)(第五九八二号)

第六五九二五号 昭和五十年六月三日受理
司書教諭の即時発令、学校司書制度の法制化等に関する請願(百八通)

請願者 神戸市東灘区岡本九ノ九ノ五
崎昭三外五名

紹介議員 金井 元彦君

この請願の趣旨は、第五六六号と同じである。

第五九二六号 昭和五十年六月三日受理

司書教諭の即時発令、学校司書制度の法制化等に関する請願(百八通)

請願者 福岡県築上郡吉富町直江吉富中学
校内 番中正二外百七名

紹介議員 翁木 亨弘君

昭和五十年七月一日印刷

昭和五十年七月一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局